

資料 38 - 4

国際ボランティア貯金に係る寄付金配分の認可に
ついて

(諮問第1112号)



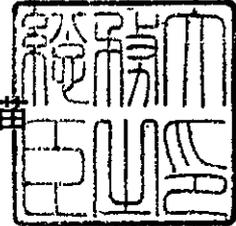
資料38-4-1

諮問第1112号
平成27年2月24日

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 多賀谷 一照 殿



総務大臣
山本 早苗



諮 問 書

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構から、平成27年1月20日付け機構第2268号で、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第102号。以下「整備法」という。）附則第23条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる整備法第2条の規定による廃止前の郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律（平成2年法律第72号。以下「旧寄附委託法」という。）第7条の2第1項の規定に基づき、整備法附則第21条第1項の決定及び整備法附則第22条第1項に規定する事項を定めることについて、認可申請があった。

これらについて審査した結果は別紙のとおりであり、適当であると認められる。よって、旧寄附委託法第7条の2第1項の規定による認可をすることといたしたい。

上記について、同条第2項により諮問する。

国際ボランティア貯金に係る配分団体の認可申請に関する審査結果

基準	結果	審査内容
【法定の形式要件への適合】		
(1) 配分団体が <u>公募手続</u> により選定されたものであること。	適	ホームページ上で <u>公募を実施</u> （昨年9月1日から同月30日までの間）し、応募者からの申請を受け付けた上で、その応募者から配分団体を決定し、配分額の決定を行ったと認められる。
(2) 配分団体が、 <u>民間海外援助事業</u> を行う <u>営利を目的としない団体</u> であること。	適	機構が配分団体から提出を受けた定款により、配分団体が、 <u>民間の発意に基づく開発途上にある海外の地域の住民の福祉の向上に寄与するための事業を行う非営利の団体</u> であることが認められる。
【配分団体の適正性】		
(1) 配分団体の選定方法に係る <u>基準</u> が適正であること。	適	機構で定めた配分団体の選定に係る <u>形式要件及び総合評価項目</u> について、 ① <u>一部の団体が不当に有利となるようなものは認められず、</u> ② <u>過度に曖昧なものは認められず、</u> ③ <u>その他不当なものは認められない。</u> よって、配分団体の選定方法に係る <u>基準</u> が適正であると認められる。
(2) 配分団体の選定方法に係る <u>手続</u> が適正であること。	適	機構で定めた配分団体の選定方法に係る <u>手続</u> について、 ① <u>一部の団体が不当に有利となるようなものは認められず、</u> ② <u>過度に曖昧なものは認められず、</u> ③ <u>その他不当なものは認められない。</u> よって、配分団体の選定方法に係る <u>手続</u> が適正であると認められる。
(3) <u>発展途上の地域の住民全般の基礎的な福祉の向上</u> に寄与する事業を実施する団体であること。	適	1. 申請団体から提出を受けた「申請事業計画の詳細」により、配分団体が、日常生活を営む上で必要不可欠なものについて、開発途上地域の福祉の向上に直接結びつく <u>基礎生活分野 (Basic Human Needs) の事業</u> を実施する団体であることが認められる。

		2. 申請団体から提出を受けた「申請事業計画の詳細」により、配分団体が、 <u>政治的にも宗教的にも中立的な事業を実施する団体であり、地域住民の特定の集団のみの福祉の向上に寄与する団体ではないことが認められる。</u>
(4) <u>配分事業の確実な遂行が確保</u> されている団体であること。	適	<p>1. 機構が配分団体から提出を受けた財務諸表等により、各配分団体において、<u>適正な会計処理が実施されていること</u>が認められ、配分金を管理する基本的な態勢が整備されていると認められる。</p> <p>2. 機構が配分団体から提出を受けた前年度の事業報告書及び今年度の収支予算書により、<u>事業の確実な遂行を確保するための態勢が確保されている</u>ことが認められる。</p> <p>3. 機構が配分団体から提出を受けた「申請事業計画の実施体制等」により、次の事項が認められる。</p> <p>① <u>現地の団体又は協力者が確保されていること</u></p> <p>② <u>事業対象地の政府と調整済みであること</u> (証明書があれば証明書を提出)</p> <p>③ <u>申請事業計画の進捗管理方法が確保されていること</u></p> <p>④ <u>申請団体が主体となって計画・実施する事業であること</u></p> <p>4. 在外公館等を通じた調査により、各配分団体の事業対象地及び周辺地に「<u>退避に関する情報</u>」が発出されていないこと等、<u>申請団体が行う活動に係る一定の安全性の確保について確認されている</u>と認められる。</p>
【配分金に係る適正性】		
(1) 配分金の <u>査定基準</u> が適正であること。	適	<p>機構が定める配分金額の <u>査定基準</u> について、</p> <p>① <u>一部の団体が不当に有利となるような基準は認められず、</u></p> <p>② <u>過度に曖昧なものは認められず、</u></p> <p>③ <u>その他不当な基準は認められない。</u></p>

		よって、配分金の <u>査定基準</u> が適正であると認められる。
(2) 配分金の <u>査定方法</u> が適正であること。	適	<p>機構が行った配分額の <u>査定方法</u> について、</p> <p>① <u>一部の団体が不当に有利となるようなものは認められず、</u></p> <p>② <u>過度に曖昧なものは認められず、</u></p> <p>③ <u>その他不当なものは認められない。</u></p> <p>よって、配分金の <u>査定方法</u> が適正であると認められる。</p>
(3) 配分金が <u>法律の目的にのっとり</u> 使用されること。	適	<p>機構が配分団体から提出を受けた「申請事業計画の詳細」及び「経費関係・事業全体及び寄附金配分希望」により、</p> <p>① <u>配分団体は、法律の目的にのりつた事業を実施する団体であることが認められ、</u></p> <p>② <u>配分額は、配分対象となる事業にのみ使用されることが認められ、</u></p> <p>③ <u>配分額は、配分対象となる事業に直接関わる経費のみに使用されることが認められる。</u></p> <p>よって、配分金が <u>法律の目的にのっとり</u> 使用されると認められる。</p>
【配分団体が守らなければならない事項に係る適正性】		
(1) <u>配分金の管理の適正性の確保</u> に必要な事項が定められていると認められること。	適	「配分金は、他の資金と区別して経理し、常にその用途状況を明らかにしておかなければならない」こと等、 <u>配分金の管理の適正性の確保に必要な事項が定められている</u> と認められる。
(2) <u>配分金の用途の適正性の確保</u> に必要な事項が定められていると認められること。	適	「配分金は、機構が配分を決定した援助事業の実施計画以外の用途に使用してはならない」ことや「実施計画は、やむを得ない事由がある場合を除き、変更してはならない」こと等、 <u>配分金の用途の適正性の確保に必要な事項が定められている</u> と認められる。
(3) 配分団体が守らなければならない事項が、 <u>公平かつ、明確に定められ、不当性がない</u> こと。	適	<p>機構で定める配分団体が守らなければならない事項について、</p> <p>① <u>一部の団体が不当に有利となるようなものは認められず、</u></p> <p>② <u>過度に曖昧なものは認められず、</u></p>

	<p>③<u>その他不当なものは認められない。</u> よって、配分団体が守らなければならない事項が、<u>公平かつ、明確に定められ、不当性がない</u>ことが認められる。</p>
--	--



資料38-4-2

機構第2268号
平成27年1月20日

総務大臣
山本 早苗 様

独立行政法人
郵便貯金・簡易生命保険管理機構

理事長 浦野 道郎



平成26年度国際ボランティア貯金に係る寄附金配分認可申請書

平成26年度の国際ボランティア貯金に係る寄附金の配分に当たり、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第102号）附則第23条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第2条の規定による廃止前の郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律（平成2年法律第72号。以下「法」という。）第7条の2第1項の規定に基づき、下記のとおり認可申請します。

記

1 申請内容

- (1) 寄附金を配分すべき団体及び当該団体ごとの配分すべき額…………… 別紙1
- (2) 配分団体が守らなければならない事項…………… 別紙2

2 添付資料

- (1) 配分審査の方法…………… 別紙3
- (2) 法第5条及び第6条第2項の規定により寄附金に充てられた金額等…………… 別紙4

寄附金を配分すべき団体及び当該団体ごとの配分すべき額(案)

団 体 名(所在地)	配分額	配分対象援助事業
特定非営利活動法人 アジア・アフリカと共に歩む会 (埼玉県さいたま市中央区大戸5-17-1)	1,009,000 円	基礎教育支援のための学校図書等の配備と巡回指導 (南アフリカ・クワズルーナタール州ウグ郡)
特定非営利活動法人 幼い難民を考える会 (東京都台東区台東1-12-11 青木ビル2階A室)	1,741,248	就学前教育の充実のための保育者研修及び教材配布 (カンボジア・全国25州)
特定非営利活動法人 国際開発フロンティア機構 (東京都新宿区西新宿3-6-5 トーカン新宿キャステール1008)	1,192,000	モリンガ栽培普及と加工利用による貧困住民の収入向上 (フィリピン・アルバイ州)
特定非営利活動法人 シャプラニール=市民による海外協力の会 (東京都新宿区西早稲田2-3-1 早稲田奉仕園)	1,894,000	家事使用人として働く少女に対する基礎教育等支援 (バングラデシュ・ダッカ市)

計4事業 5,836,248 円

配分団体が守らなければならない事項

郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第 2 2 条第 1 項の規定に基づく配分団体が守らなければならない事項

1 配分金の使途の制限

配分金は、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構（以下「機構」という。）が当該配分金を配分する旨を決定した援助事業の実施計画（以下「実施計画」という。）以外の使途には使用してはならない。

2 実施計画の変更等

- (1) 実施計画は、やむを得ない事由がある場合を除き、変更してはならない。やむを得ない事由により実施計画を変更しなければならないときは、あらかじめその旨を機構に別紙様式 1 の実施計画変更承認申請書により申請し、その承認を受けなければならない。
- (2) 実施計画に係る援助事業について、予定の期日に着手することができないとき若しくは予定の期日までに完了することができなくなったとき又は事業の遂行が困難となったときは、速やかに機構に届出を行い、その指示を受けなければならない。
- (3) 団体の名称等欄の記載事項及び定款又は寄附行為（法人格のない団体にあつては、これらに準じた規約等）に変更がある場合は、速やかに機構に届け出なければならない。
- (4) 実施計画の変更等について、機構が配分金を配分する旨の決定を行うに当たっての判断要素の重大な変更等に該当すると認めるときは、機構の指示するところにより、速やかに交付を受けた配分金を返還しなければならない。

3 配分金の経理等

- (1) 配分金は、他の資金と区別して経理し、常にその使途状況を明らかにしておかなければならない。
- (2) 配分金に係る援助事業が完了した際、配分金に余剰金が生じたときは、機構の指示するところにより、速やかに余剰に係る金額を返還しなければならない。
- (3) 配分金によって取得又は効用等の増加した財産については、援助事業完了後も配分金交付の目的に沿って、その効率的及び効果的運用を行わなければならない。

4 配分金に係るものであることの表示等

配分金に係る施設、機材その他の設備及び物資には、寄附金によるものであることを援助事業の実施地域における公用語により表示しなければならない。

ただし、この表示が困難と思われる場合については、実施地域において報道発表する等適宜の方法により公表すること。

5 完了報告

配分金に係る援助事業が完了したときは、別紙様式 2 の完了報告書により速やかに機構に報告しなければならない。

6 その他

偽りその他不正の手段により配分金の交付を受けた場合には、機構の指示するところにより、交付を受けた配分金を返還しなければならない。

(参考)

郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律
附則

第 22 条 機構は、配分金（前条第 1 項及び旧郵便貯金利子寄附委託法第 4 条第 2 項に規定する配分金をいう。以下この条において同じ。）の用途の適正を確保するため必要があると認めるときは、配分団体（前条第 1 項及び旧郵便貯金利子寄附委託法第 4 条第 2 項に規定する配分団体をいう。以下この条において同じ。）が守らなければならない事項を定めることができる。

2 機構は、配分団体に対し配分金の用途についての監査をするものとする。

3 機構は、配分団体が前条第 1 項若しくは旧郵便貯金利子寄附委託法第 4 条第 2 項の決定に係る事業の全部若しくは一部を行わないとき、又は第 1 項若しくは同条第 3 項に規定する配分団体が守らなければならない事項に違反したときは、交付した配分金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

別紙様式 1

平成 年 月 日

独立行政法人
郵便貯金・簡易生命保険管理機構
理事長 殿

(団 体 名)

(代 表 者 役 職 名)

(氏 名 [登 録 印])

国際ボランティア貯金寄附金による配分事業の実施計画変更承認申請書

標記について、下記の理由により配分事業の内容を変更したいので、承認申請をします。

記

1 配分事業名 (対象国・地域)

()

2 計画変更の内容

変更前の実施計画	変更後の実施計画

3 計画変更の理由

【記入上の注意等】

- 1 記3の計画変更の理由は、その根拠、背景等を具体的に記入してください。
- 2 変更申請の承認手続は、変更予定の事業に着手する前に行ってください。

平成 年 月 日

独立行政法人
郵便貯金・簡易生命保険管理機構
理事長 殿

(団 体 名)
(代 表 者 役 職 名)
(氏 名 [登録印])

平成 26 年度 国際ボランティア貯金寄附金による配分事業の完了報告書

標記について、下記のとおり報告します。

記

1 配分事業名 (対象国・地域)

_____ (_____)

2 配分額

配分額	千円
(内訳)	
受領額	千円
未受領額	千円

3 配分事業の総費用額等

総費用額	円
(内訳)	
自己資金額 (総費用額 - (受領額 - 返還予定額))	円
自己資金額の割合 (自己資金額 ÷ 総費用額 × 100)	%

4 配分事業の実施状況

5 配分事業の目標、事業計画の評価・反省

	内容	達成状況	評価・反省
配分事業の目標			
事業計画			

6 配分項目別経費の使用状況

配分項目	①配分決定額	②変更承認後の配分額	③実際の使用額	④差額(①-③ 又は②-③)
合計				

注1：変更承認を受けたものについては、承認文書の写しを添付すること。

注2：「差額」の欄は、自己資金で負担した額か、返還を要する額となる。

7 配分事業の完了時期

平成 年 月 日

8 現地の人々の反響・意見

9 監査結果記載欄

監査役（監査担当者）により、事業内容及び会計報告内容について内部監査を実施した後、以下の欄に署名（自筆）及び押印してください。

上記の記載事項及び会計書類を監査したところ、配分事業の実施結果は正しく記載されており、また、配分金の適正な使用と添付の会計書類に不備がないことを確認した。

監査年月日

監査役氏名（自筆署名）

印

【記入上の注意事項】

- 1 記4の配分事業の実施状況は、事業の着手から完了までの実施経過を日付や数量も盛り込み、具体的に記入してください。
- 2 記5の配分事業の目標、事業計画の評価・反省は、数量を盛り込むなどして具体的に記入してください。
- 3 記6の配分項目別経費の使用状況は、配分決定通知書の「配分項目」に基づき、派遣人数や雇用人数、期間等も括弧書きするなどし、漏れなく記入してください。
また、会計帳簿（写）、領収書、両替票、航空券控（eチケット控）及び搭乗半券など支出額を証明する資料をすべて添付してください。
なお、領収書、両替票、航空券控（eチケット控）及び搭乗半券など、支出額を証明する資料については、原本の提出が困難である事情を具体的に記載した理由書を提出いただき、その事情について当機構がやむを得ないと判断した場合を除き、すべて原本を添付してください。
- 4 記8の現地の人々の反響・意見は、現地の人々の率直な意見等を記入してください。また、写真等で現地の状況が分かるものを添付してください。

配分審査の方法

1 配分審査の客観性・透明性の確保

- (1) 「国際ボランティア貯金寄附金 平成26年度 配分申請のご案内」(以下「ご案内」という。)に明記している団体要件及び事業要件に合致していることを確認。
- (2) 過年度事業の実施状況の評価を反映。
- (3) 申請総額が配分可能額を上回ったことから、「ご案内」に明記している総合評価を実施。
- (4) 「ご案内」に明記している「配分対象となり得る経費及びならない経費」等に基づき、配分項目及び配分額を精査。
- (5) 機構で実施する配分審査会による審査。

2 審査基準

(1) 団体の要件

- ① 平成19年度下期(10月)以降に、国際ボランティア貯金寄附金の配分を受け、援助事業を完了した実績を有すること。
- ② 日本国内に事務所を置き、かつ、代表者が定められ、意思決定及び活動の責任の所在が明確な団体であること。
- ③ 海外援助事業を実施する、営利を目的としない民間の団体であること。
- ④ 適正な会計処理が行われていること。
- ⑤ 他の援助団体に対して、助成を行っていないこと。
- ⑥ 過去の事業実施に当たって、重大な問題がなかったこと。
- ⑦ 郵便、電話及び電子メールにて円滑に連絡が取れること。
- ⑧ 団体のウェブサイトを持ち、直近の活動状況を発信していること。

(2) 事業の要件

- ① 事業対象地の状況や住民のニーズを十分把握し、BHN (basic human needs : 基礎生活分野)を充足させる事業であること。
- ② 申請団体が主体となって計画・実施する事業であること。
- ③ 申請時点で事業計画が明確になっていること。
- ④ 申請団体が日本から派遣した専門家又はスタッフが、事業対象地にて、14日間以上にわたって現地の人々と直接顔を合わせ、協力して活動を展開する必要性が高い事業内容であること。
- ⑤ 事業対象地の住民に対して申請団体が指導、技術・ノウハウ移転又は医療行為を行い、かつ、住民の自立を支援する事業内容であること。
- ⑥ 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの期間で事業を行い、平成28年4月28日までに完了報告書を提出できること。
- ⑦ 継続して配分を受けている事業の場合、5回目までであること。
- ⑧ 活動内容に政治的又は宗教的行為(類似行為を含む)が含まれていないこと。
- ⑨ 国や地方公共団体などの公的な機関に重複して助成を申請していないこと。
- ⑩ 事業対象地の政府と十分な調整を行っていること。
- ⑪ 申請時点で、外務省が発表している渡航情報(危険情報)において、事業対象地及び周辺地に「退避に関する情報」が発出されておらず、かつ、申請団体が行う活動について安全が十分確保され得ること。

3 審査手順

(1) 配分要件審査チェックシートによる確認

配分申請書及び添付資料について、平成26年度配分要件審査チェックシート（別添1）の各項目を満たしていることを確認。

(2) 過年度事業等の評価の反映

平成19年度下期から平成24年度までの完了事業に対する監査結果及び平成25年度事業の中間報告の監査結果を、「団体の要件（過去の事業実施に当たっての重大な問題）」の審査に活用。

(3) 総合評価

配分申請書及び添付資料について、総合評価を実施し、各項目の充足度を評価。

【総合評価項目】

- ① 必要性・ニーズ：現地住民のニーズや状況を把握するための事前調査を、申請団体の日本スタッフを派遣して十分に行っているか。調査の結果、現地住民のニーズがあり、事業実地地域で実施しなければならない必要性があるか。
- ② BHN：基礎的生活を充足させる事業か。あるいは生活改善に結びつく事業か。
- ③ 費用対効果：事業内容から事業総額・配分希望額を見た場合、費用対効果が高い事業か。
- ④ 技術移転：現地住民等に指導、技術・ノウハウ移転、医療行為を申請団体が行う事業か。単なる物資供与や建物等の建設だけではないか。
- ⑤ 主体性・指導性：申請団体が主体となって実施する事業か。実施する事業に対し、指示・指導等を行う日本人スタッフがいるか。（又は派遣するか。）現地に資金を送付し、申請団体は視察程度に現地を訪問する事業ではないか。
- ⑥ 自立性：現地住民等の自立を支援する事業か。
- ⑦ 事業計画：現地住民や現地政府と調整ができており、事業計画が明確かつ効果的な内容となっているか。実施・運営体制に問題はないか。
- ⑧ 今後の事業計画の確実性：過去の事業実績や申請団体の状況からみて、国際ボランティア貯金寄附金の配分が終了しても事業が遂行されるか。
- ⑨ 財務の健全性：会費や寄附金、事業収益などの助成金以外を確保しているか。借入金が多く、助成金以外の収入がない団体ではないか。申請事業に投入できる資金を確保できる団体か。

(4) 配分項目の精査

総合評価の高い申請団体について、提出された配分申請書に含まれる「経費関係・事業総額及び寄附金配分希望額」を、「配分対象となり得る経費及びならない経費」に定める以下の基準により配分項目を精査。

ア 配分対象となる項目

- ・ 物資・資機材の調達費
- ・ 事業対象地での研修関係費
- ・ 建設費、建造物の工事費（工事管理費を除く）
- ・ 現地事務所経費
- ・ 日本から派遣する専門家・スタッフの派遣に係る旅費
- ・ 日本から派遣する専門家・スタッフの宿泊費、日当
- ・ 現地における雇用費
- ・ 現地交通費
- ・ 査証取得手数料

イ 物資や施設（設置工事を含む）の供与に係る経費は、その供与が、住民への指導、技術・ノウハウの移転、又は治療といった活動を申請団体が行う上での「手段」として必要性が高いと認められる場合にのみ配分。

(5) 配分金額の精査

以下の査定基準により、各項目の金額を精査。

なお、今年度の配分原資が少額ではあるものの、可能な限り多くの申請事業への配分を考慮し、各団体が負担する自己資金の額を含めた事業総額を検証しつつ、一部減額を実施。

項 目		上限額（単価）
【物件費】	下記を除く物件費 （事業実施に必要不可欠なもののみ）	配分申請額×90%
	現地事務所経費等 （賃借費用、光熱費等を含む。）	3万円/月、1箇所のみ
	現地での研修関係費 （参加者への支給分）	教材費・食事代・交通費を含め 300円/1人日
【物件費特殊】	航空運賃	配分申請額（エコノミー運賃）×90%
	現地交通費	配分申請額×90%
	滞在費	3,000円/1泊（活動を行わない日は支給しない）
【人件費】	現地雇用費	
	技術者・専門家	900円/人日
	運転手・事務員	600円/人日
	作業員・警備員	300円/人日
	派遣者日当	3,000円/人日 （移動日及び活動を行わない日は支給しない）

4 配分原資

(1) 平成 24 年度以前に配分した事業から発生した配分金の返還金等 583 万円

(2) 公募の結果、4 団体 4 事業、総額 1,028 万円の申請があり、これらを前述のとおり審査し、4 団体 4 事業、総額 583 万円の配分案を作成。

・配分原資額 (1)	5,836,248 円
・配分予定額 (2)	5,836,248 円
・残額	0 円

5 配分案の確定

配分団体（事業）ごとの内訳は別添 2 のとおり。

平成26年度配分要件審査チェックシート

団体名：

審査	完了日	審査者

審査結果	<input type="checkbox"/> 配 分 <input type="checkbox"/> 非配分
------	--

対象となる団体要件及び事業要件等を満たしているか、確認項目に沿ってチェックし、「×」の場合は、その理由等を最終ページに付記する。

確認項目	チェック欄 (○・×)
0 申請書類（様式及び添付資料）以外の事項	
(1) 過去の援助事業実施に当たって、重大な問題がないか。(団体要件 ⑥)	
ア 過去に国内外で重大な法令違反がなかったか。又は所轄庁等からの改善命令を受けたことがないか。	
イ 過去に偽りその他の不正手段により、配分金の交付を受けようとした。又は、返還金を逃れようとした団体ではないか。	
ウ 平成19年度下期以降、国際ボランティア貯金寄附金の配分を受けて実施した事業の終了が大幅に遅延したことがないか。	
エ 平成19年度下期以降、実施計画の変更申請、中間報告又は完了報告のいずれかの提出が正当な理由なく、1か月以上遅延したことがないか。	
オ 過去に国際ボランティア貯金寄附金配分事業において、会計処理に問題はなかったか。又はあってもその後改善されているか。	
カ 過去の配分金の返還が完了しているか。	
1 様式1「配分申請書」	
(1) 事業対象地(国)は、OECD加盟国又はOECD加盟国と同等の所得がある地域(国)以外か。	
<参考> ◆ OECD加盟国(平成26年7月現在、34か国) オーストリア、ベルギー、カナダ、デンマーク、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイスランド、アイルランド、イタリア、ルクセンブルグ、オランダ、ノルウェー、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、イギリス、アメリカ合衆国、日本、フィンランド、オーストラリア、ニュージーランド、メキシコ、チェコ、ハンガリー、ポーランド、韓国、スロバキア、チリ、スロベニア、エストニア、イスラエル ◆ OECD加盟国と同等の所得がある地域や国 台湾、シンガポール、香港等	
(2) 事業対象地(国)は、2カ国以上にまたがって実施される事業ではないか。	
(3) 事業対象地について、申請時点で、外務省が発表している渡航情報(危険情報)において、事業対象地及び周辺地に「退避に関する情報」が発出されておらず、かつ、申請団体が行う活動について安全が十分確保され得るか。(事業要件⑩)	
(4) 実施期間は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの期間で実施される事業か。(事業要件 ⑥)	
(5) 配分希望額の上限300万円の範囲内での申請か。	
2 様式2「申請団体に関すること」その1	
(1) 団体のホームページを持ち、平成26年8月までの海外援助活動の状況を発信しているか。(団体要件 ⑧)	
(2) 平成24年4月から直近までの間で、海外援助事業を実施しているか。(団体要件 ③)	

(3) 郵便、電話及び電子メールで円滑に連絡が取れるか。(団体要件 ⑦)	
(4) 今回の申請事業について、他の公的な機関(国や地方公共団体等)に重複して助成を申請していないか。(事業要件 ⑨)	
3-1 様式3-1「申請団体に関すること」(その2・法人格を持つ団体用)	
(1) 平成19年度下期以降に国際ボランティア貯金寄附金の配分を受けて事業を実施したことがある団体か。	
(2) 様式3-1に記載されている内容が、定款や寄附行為等の添付資料と合っているか。	
(3) 根拠法令や団体の定款・規約等に則り、所轄庁等あての報告等が毎年遅滞なく(会計年度終了後3か月以内の提出)実施され、また会員への報告がされているか。(団体要件 ②)	
3-1-1 様式3-1 関係添付資料① 最新の定款又は寄付行為	
(1) 事務所の所在地について記載されており、それは日本国内か。また、登記簿謄本や印鑑証明書の所在地と一致しているか。(団体要件②)	
(2) 代表者や団体としての意思決定方法(例・総会等)が記載されているか。(団体要件②)	
(3) 営利目的を持つ団体である等の記載はないか。また、政治的又は宗教的行為(類似行為を含む)を行う旨の記載はないか。(団体要件 ③、事業要件 ⑧)	
(4) 「設立の目的」あるいは「事業の内容」に、海外援助に関する事業を実施することが明文化されているか。(団体要件 ③)	
(5) 会計処理方法について、少数の団体構成員のみでの処理及び運営ができない記載となっているか。(団体要件 ④)	
(6) 「事業の内容」等において、他の援助団体に対する助成を実施する旨が記載されていないか。(団体要件 ⑤)	
3-1-2 様式3-1 関係添付資料② 団体の登記簿謄本(履歴事項全部証明書)	
申請日前3ヶ月以内に発行されたものが提出されているか。	
3-1-3 様式3-1 関係添付資料③ 印鑑証明書	
申請日前3ヶ月以内に発行されたものが提出されているか。	
3-1-4 様式3-1 関係添付資料④ 平成26年度の事業計画書(当年度に行うすべての事業についての概況)	
他の団体に対する助成を実施する旨の記載はないか。(団体要件 ⑤)	
3-1-5 様式3-1 関係 添付資料⑤ 平成26年度の収支予算書(当年度に行う管理費を含むすべての収支についての概算)	
他の団体への助成金が計上されていないか。(団体要件 ⑤)	
3-1-6 様式3-1 関係 添付資料⑥ 平成25年度の収支決算書、貸借対照表、事業報告書、財産目録、役員名簿等	
3-1-7 様式3-1 関係 添付資料⑦ 平成24年度の収支決算書、貸借対照表、事業報告書、財産目録、役員名簿等	
(1) 財務諸表等を確認し、会計処理について問題がない団体と判断できるか。(団体要件 ⑤)	
(2) 収支決算書等に、他の団体への多額の資金提供等が計上されていないか。(団体要件 ⑤)	
3-2 様式3-2「申請団体に関すること」(その2・法人格を持たない団体用)	
(1) 平成19年度下期以降に国際ボランティア貯金寄附金の配分を受けて事業を実施したことがある団体か。	
(2) 様式3-2に記載されている内容が、団体規約等の添付資料と合っているか。	
(3) 会員に対し、添付資料①に書かれた団体としての意思決定の方法に基づき、会計報告が毎年遅滞なく報告されているか(団体要件 ②)	
3-2-1 様式3-2 関係 添付資料① 最新の団体規約	

(1) 事務所の所在地について記載されており、それは日本国内か。また、印鑑証明書の所在地と一致しているか。(団体要件②)	
(2) 代表者や団体としての意思決定方法(例・総会等など)が記載されているか。(団体要件②)	
(3) 営利目的を持つ団体である等の記載はないか。また、政治的又は宗教的行為(類似行為を含む)を行う旨の記載はないか。(団体要件③、事業要件⑧)	
(4) 「設立の目的」あるいは「事業の内容」に、海外援助に関する事業を実施することが明文化されているか。(団体要件③)	
(5) 会計処理方法について、少数の団体構成員のみでの処理及び運営ができない記載となっているか。(団体要件④)	
(6) 「事業の内容」等において、他の援助団体に対する助成を実施する旨が記載されていないか。(団体要件⑤)	
3-2-2 様式3-2関係 添付資料② 最新の理事又は監事(又はこれらに相当する役員)の名簿	
最新の理事又は監事の名簿が提出されているか。	
3-2-3 様式3-2関係 添付資料③ 団体代表者の印鑑登録証明書	
申請日前3ヶ月以内に発行されたものが提出されているか。	
3-2-4 様式3-2関係添付資料④ 平成26年度の事業計画書(当年度に行うすべての事業についての概況)	
他の団体に対する助成を実施する旨の記載はないか。(団体要件⑤)	
3-2-5 様式3-2関係 添付資料⑤ 平成26年度の収支予算書(当年度に行う管理費を含むすべての収支についての概算)	
他の団体への助成金が計上されていないか。(団体要件⑤)	
3-2-6 様式3-2関係 添付資料⑥ 団体の構成員又は会員に添付資料の④及び⑤を報告したことがわかる資料(総会議事録等)	
会員に対し、添付資料①に書かれた団体としての意思決定の方法に基づき、事業計画や予算について報告されているか(団体要件④)	
3-2-7 様式3-2関係 添付資料⑦ 団体としての平成25年度の収支決算書、事業報告書	
3-2-9 様式3-2関係 添付資料⑨ 団体としての平成24年度の収支決算書、事業報告書	
(1) 財務諸表等を確認し、会計的な面について問題がない団体と判断できるか。(団体要件④)	
(2) 収支決算書等に、他の団体への多額の資金提供等が計上されていないか。(団体要件⑤)	
3-2-8 様式3-2関係 添付資料⑧ 団体の構成員又は会員に添付資料の⑦を報告したことがわかる資料	
3-2-10 様式3-2関係 添付資料⑩ 団体の構成員又は会員に添付資料の⑨を報告したことがわかる資料	
会員に対し、添付資料①に書かれた団体としての意思決定の方法に基づき、収支決算や事業報告について報告されているか(団体要件④)	
4 様式4「(申請事業を計画するために実施した)事前調査の状況」	
(1) 平成26年4月から申請書提出日までの間に、申請団体のスタッフ(メンバー)が事前調査を実施しているか。(事業要件①)	
(2) 事前調査は、事業対象地に赴いて、現地の状況や現地住民のニーズの把握が行われているか。(事業要件①)	
(3) 事前調査を行った「事業対象地」は、様式1に記載されたものと合致しているか。	
(4) 事前調査の結果、団体が実施しようとしている事業は現地住民のニーズがあり、かつ、今回の事業期間中に実施する必要があると認められる事業か。(事業要件①)	
(5) 事前調査の結果、団体が実施しようとしている事業は申請前に現地住民の理解を得ているか。(事業要件①)	
5 様式5「申請事業計画の実施体制等」	
5-1-1 様式5関係 添付資料(1)	

(対象国から申請団体が取得した外国籍) NGO登録又はこれに相当する登録ないし許可の写し)	
(1) 【NGO登録・許可が必要な場合】NGO登録や許可は取得済か。(事業要件 ⑩)	
(2) 登録証又はこれに相当する登録ないし許可の写しについて、翻訳されたものが添付されているか	
5-1-2 様式5関係 添付資料(1) (対象国から申請団体が取得した) 活動内容において必要となる許可の写し)	
(1) 【活動内容において許可が必要な場合】建築許可証等は取得済か。(事業要件 ⑩)	
(2) 許可証の写しについて、翻訳されたものが添付されているか。	
5-2 様式5関係 添付資料(2) 以下の条件を具備した地図。 ① 様式1の2「実施県、郡、村」の位置が示してあること。 ② 様式5の2「申請団体现地事務所等」の位置が示してあること。 ③ 様式5の3「協力者となる現地の団体又は協力者等」の位置が示してあること。	
事業実施地域等の地図が添付されているか。	
6 様式6「申請事業計画の詳細」	
(1) 事業内容が、BHNに該当すると認められるか。衣食住、水、必要最低限の医療、教育、環境保全などの分野において、日常生活を営む上で必要不可欠なものを充足させ、開発途上地域の人々の生活改善に直接結びつく事業内容とし、以下のような事業は「BHNを充足させる事業」とは認めない。(事業要件 ①) ・ スタディツアー(体験学習旅行)又は視察の域を出ないもの ・ 調査研究を主目的とした事業 ・ 文化遺産や動植物の保護を主目的とした事業 ・ 親善又は文化交流を主目的とした事業 ・ 高等教育を主目的とした事業 ・ 生活習慣病の発見のための人間ドックの実施 ・ 極めて高度な医療・工業等の技術指導を主目的とした事業	
(2) 事業内容について、事業実施地の住民が、日本の申請団体が行う事業として認識し難いような形態で実施される、以下のような事業ではないか。(事業要件 ②) ・ 他のNGO(現地協力団体を含む)の活動を支援するだけの事業 ・ 国連機関や現地政府、他のNGOが実施する事業の一部を請け負うだけの事業 ・ 申請団体の現地支部又は現地協力団体に送金し、日本の申請団体は管理のみを行う事業 ・ 申請団体が、スタッフを事業対象地に派遣していない期間においても事業の進捗状況を把握し、問題等が発生した場合に速やかに報告を受け、日本で対応を検討し、現地に指示できる体制をとっていない事業	
(3) 事業終了時の到達目標は、実現可能な目標か。または、過去の実績に照らして妥当性が高いか。(事業要件 ③, ⑤)	
(4) 年間作業スケジュール、事業内容は具体的に記載されており、5W1Hが明確になっているか。(事業要件 ③)	
(5) 年間作業スケジュール、事業内容は、最終的に事業地の住民の力だけで事業を継続できる又は学んだことを活かしていけるようにすることを考えた内容となっているか。(事業要件 ⑤)	
(6) 事業内容に、「指導」「技術・ノウハウの移転」「医療行為」のいずれかが含まれているか。(事業要件 ⑤)	
(7) 上記⑤について、物資又は施設(設置工事を含む)の供与が含まれる場合、「指導」「技術・ノウハウの移転」「医療行為」の手段として必要性が高いと認められるか。(事業要件 ⑤)	
(8) 「指導」「技術・ノウハウの移転」「医療行為」の客体は、現地の協力団体・請負企業・ごく少数の専門家集団よりも多くの現地住民であることを優先しているか。(事業要件 ⑤)	
(9) 指導等を実施する主体は、現地スタッフや現地で雇用した専門家でも可能だが、申請団体が派遣した専門家を優先とした事業としているか。(事業要件 ④)	
(10) 申請団体が派遣したスタッフ・専門家を、事業対象地に14日以上派遣し、現地の人々と直接顔を合わせて行う事業と認められるか。(事業要件 ④)	
(11) 事業を次年度以降継続しない場合、フォローアップ方法が記載されているか。それは、住民の力だけで事業を継続できる又は学んだことを活かしていけるようにすることを考えた内容となっているか。(事業要件 ⑤)	
(12) 事業を次年度以降も継続する場合、そのための活動資金の調達方策が申請書類に明示されている	

か。また、事業終了後のフォローアップ方法が記載されているか。それは、住民の力だけで事業を継続できる又は学んだことを活かしていけるようにすることを考えた内容となっているか。(事業要件⑤)	
(13) 事業終了後、技術・ノウハウの移転又は施設・耐久財の供与を含む事業は、事業完了後に現地住民だけで維持・管理していただくための体制について記載されているか。(事業要件⑥)	
(14) 継続して配分を受けている事業の場合、5回(年)以内か。(事業要件⑦)	
(15) 事業内容に、政治的又は宗教的行為(類似行為を含む)が含まれていないか。(事業要件⑧)	
(16) 現地の行政機関と事前調整を行い、申請している事業の内容や進め方、スケジュールについて理解を得ているか。(事業要件⑩)	

7 様式7「経費関係・事業総額及び寄附金配分希望額」	
7-1 見積書(様式7関係 添付資料(1))	
・ 物品の単価、工事費の予定総額が10万円以上100万円未満の場合	: 翻訳した1社の見積書の写し又は価格表
・ 物品の単価、工事費の予定総額が100万円以上の場合	: 翻訳した2社の見積書の写し
7-2 工事や施設の概要図(様式7関係 添付資料(2))	
施設工事の場合、対象の工事に係る設計図等の図面。その他の工事の場合もこれに準じる。	
(1) 様式7について、計算ミスがない(ほとんどない)か。	
(2) 当該事業に占める自己資金率が0%ではないか。	
(3) 事業経費の自己負担分の調達方法が記載されており、過去の収支決算書等に照らして調達できる確実性が高いか。	
(4) 事業総額及び配分希望額は、過去の収支決算書等や実施した援助事業と照らして、妥当と思われる事業規模か。	
(5) 配分金の使途及び希望額は、事業内容と現地相場に照らして妥当性が高いか。	
(6) 配分希望のあった費目は、「援助事業に直接関わる経費で、会計帳簿及び使用した経費に係る領収証等の原本が提出できる費目」であると判断できるか。	
(7) 以下の「配分の対象となり得ない経費」について、配分対象外として査定されているか(配分対象から削除できているか。)	
ア 日本国内事務所経費	
イ 関税	
ウ 旅券の取得手数料	
エ 事前調査・事後評価の経費	
オ 物資・資機材の輸送経費	
カ 送金手数料	
キ 海外傷害保険加入費及び戦争危険担保特約に要する費用	
ク 通信費	
ケ 車両購入費	
コ 用地取得費	
サ 工事における管理費	
シ エコツアー又はスタディツアー経費	
ス パソコン、携帯電話購入費	
セ ポスター等広告費	
ソ 政府関係機関等への手続に要する費用	

タ 日本への招聘に関する費用	
(8) 配分希望のあった費目は、以下の「配分の対象となりうる経費」のみで、かつ、それぞれの条件を満たしているか。	
(9) 以下の「配分の対象となりうる経費」のうち、配分希望のあった費目は申請案内で提示している配分の対象範囲及び上限等を超えない範囲で査定を行っているか。また、見積書等が必要なものについては、漏れなく申請団体から提出されているか。	
ア 物資・資機材の調達費 7) 住民への指導、技術・ノウハウの移転、又は治療といった活動を申請団体が行う上での「手段」として必要性が高いと認められるか。 イ) 必要経費の額に応じた見積書が添付されているか。 ロ) 調達後のメンテナンスが必要なもの及びランニングコストを考慮しなければならないものは、当該メンテナンスの方法及び将来の経費負担について申請書類に記載されているか。	
イ 建設費、建造物の工事費（工事管理費は配分対象外。） 以下の条件を全て満たしている。 7) 配分希望の建設費又は工事費は、住民への指導、技術・ノウハウの移転、又は治療といった活動を申請団体が行う上での「手段」として必要性が高いと認められるか。 イ) 必要経費の額に応じた見積書が添付されているか。 ロ) 工事及び建築物の概要図（図面）。	
ウ 事業対象地での研修関係費 7) 内訳は、会場借上費、教材費、参加者交通費、食事代のみとなっているか。 イ) 上限を超えていないか。（教材費、参加者交通費、食事代を合わせて1人1日300円） ロ) 申請団体が派遣したスタッフ・専門家や日当の配分対象となっている現地のスタッフ・専門家が講師又は受講者となる場合、これらの人々への昼食費及び講師謝礼は配分対象外。	
エ 現地事務所経費 7) 事務所経費は、計画事業との実施地の位置関係、計画事業の実施内容、団体スタッフの派遣状況を勘案し、「真に事務所経費が必要と認められる」もののみ配分対象。 イ) 事務所経費の対象は、1箇所のみ。 ロ) 事務所借料、光熱費、水道料が配分対象。 リ) 上限を超えていないか。（1ヶ月30,000円）	
オ 日本から派遣する専門家・スタッフの派遣に係る旅費 7) 日本国内の出発空港までの交通費、航空運賃（空港施設使用料含む）が配分対象。 イ) 上記7)について、事前調査・事後評価の交通費は配分対象外。 ロ) 短期間の日程で渡航を繰り返す場合は、渡航回数を査定。	
カ 日本から派遣する専門家・スタッフの宿泊費、日当 7) 配分は「日単位」。 イ) 配分対象日数は、現地活動のために要すると判断される日数以下とする。（申請団体が実施地での直接の活動のために事業対象地に滞在し、かつ、休日、式典等への参加日等を除き、直接に事業に従事した日（但し、1日あたりの従事時間が4時間未満となる日は対象外）と認められる日数以下。申請書等でその必要性等が読み取れなければ団体あて照会） ロ) 上限を超えていないか。（1日1人当たり、宿泊費3,000円、日当3,000円） リ) 現地に生活拠点のある日本人（駐在員等）については、日当のみを配分。（宿泊費は対象外。）	
キ 現地における雇用費 7) 配分は「日単位」。 イ) 上限を超えていないか。 （1日1人当たり、専門家900円、スタッフ600円、作業員300円）	
ク 現地交通費 7) 派遣者が事業地に到着してから事業地を出るまでの間、当該事業地内での計画事業実施のために必要とする交通費 イ) 現地雇用者が通勤以外（通勤費は日当に含む）で事業実施のために移動のために必要とする交通費	
サ 査証の取得手数料 7) 日本から派遣する専門家・スタッフのみ配分対象。	

特定非営利活動法人 アジア・アフリカと共に歩む会

配分総額 1,009,000 円

○ 基礎教育支援のための学校図書等の配備と巡回指導 [南アフリカ]

[使途別内訳]

項目	数量	金額
購入費		463,000 円
図書室用備品	5校	
学校配備用図書	40校	
移動図書館車搭載用図書	1式	
現地交通費		111,000 円
燃料費	4か月	
研修関係費		30,000 円
研修会費	100人回	
現地人件費		270,000 円
専門家	220人日	
スタッフ	120人日	
日本人日当		135,000 円
プロジェクトマネージャー	45人日	

特定非営利活動法人 幼い難民を考える会

配分総額 1,741,248 円

○ 就学前教育の充実のための保育者研修及び教材配布 [カンボジア]

[使途別内訳]

項目	数量	金額
購入費		664,248 円
復刻絵本3冊セット	200冊	
絵本「はははのはなし」	200冊	
増刷著作権「はははのはなし」	200冊	
絵本「子どもの歌ひろば」	200冊	
車パズル	300枚	
絵本「しっぽのはたらき」	200冊	
著作権「しっぽのはたらき」	200冊	
絵本「みんなうんち」	200冊	
著作権「みんなうんち」	200冊	
研修関係費		42,000 円
ガソリン代	336リットル	
日本人旅費		198,000 円
日本人アドバイザー及びスタッフ(成田ープノンペン)	2往復	
日本人日当		82,000 円
駐在事務所長	50人日	
事務局長	6人日	
担当	6人日	
日本人宿泊費		13,000 円
事務局長	6人日	
担当	6人日	
現地人件費		483,000 円
保育マネージャー	140人日	
保育コーディネーター	140人日	
保育事業アドバイザー	140人日	
保育アシスタント	140人日	
会計スタッフ	106人日	
現地事務所経費		259,000 円
賃料・光熱費	12か月	

特定非営利活動法人 国際開発フロンティア機構

配分総額 1,192,000 円

○ モリンガ栽培普及と加工利用による貧困住民の収入向上 [フィリピン]

[使途別内訳]

項目	数量	金額
日本人旅費 長期専門家(成田-マニラ-レガスピー) 短期専門家(成田-マニラ-レガスピー)	1往復 1往復	207,000 円
日本人日当 長期専門家 短期専門家	72人日 24人日	288,000 円
日本人宿泊費 長期専門家 短期専門家	72人日 24人日	288,000 円
現地人件費 普及・研修担当スタッフ 栽培・加工担当スタッフ	270人日 270人日	243,000 円
購入費 モリンガ挿し木 粉砕機	500本 1機	166,000 円

特定非営利活動法人 シャプラニール＝市民による海外協力の会

配分総額 1,894,000 円

○ 家事使用人として働く少女に対する基礎教育等支援 [バングラデシュ]

[使途別内訳]

項目	数量	金額
研修関係費		21,000 円
ワークショップ開催費	12回	
現地人件費		1,044,000 円
PHULKIプロジェクトスタッフ(4人)	1,000人日	
ダッカ事務所スタッフ		
プログラムオフィサー	200人日	
プログラムコーディネータ	120人日	
アシスタントプログラムオフィサー	120人日	
プログラムアシスタント	60人日	
会計担当	60人日	
監査担当	60人日	
総務担当	60人日	
ダッカ事務所付きドライバー	60人日	
日本人旅費		121,000 円
専門家・スタッフ航空運費(羽田ーダッカ)	1往復	
国内交通費(早稲田ー羽田)	1往復	
日本人日当		540,000 円
ダッカ事務所所長	90人日	
ダッカ事務所所長補佐	90人日	
現地事務所経費		168,000 円
PHULKI事務所 賃料・光熱費	12か月	

法第 5 条及び第 6 条第 2 項の規定により寄附金に充てられた金額等

- 1 寄附金に充てられた額 5,836,248 円
- (1) 法第 5 条により寄附金に充てられた額
- ア 法第 5 条第 1 項の規定により寄附金に充てられた配分金 5,836,248 円
- (内訳)
- ・平成 25 年度配分期間経過後に返還された配分金 (※1) 5,836,248 円
 - ・平成 25 年度配分期間経過後に交付できなくなった配分金 (※2) 0 円
- イ 法第 5 条第 2 項の規定により寄附金に充てられた配分金 0 円
- (内訳)
- ・平成 25 年度配分期間の末日において、配分金と
ならなかった寄附金 0 円
- (2) 法第 6 条第 2 項により寄附金に充てられた額
- ア 法第 6 条第 2 項の規定により寄附金に充てられた額
(運用した結果生じた利子) 0 円
- 2 寄附金の額から控除した費用の額及びその内訳
- (1) 寄附金の額から控除した費用の額 0 円
- (2) 内訳
- 寄附金に係る寄附の委託の勧奨等のため特に要した費用
(平成 25 年度分) 0 円
- 3 配分予定額 5,836,248 円
- 4 配分金とならなかった寄附金の額
- (1) 配分金とならなかった寄附金の額 0 円

(※1)

	返還対象事業数 (事業)	寄附金充当金額 (円)
平成21年度配分決定事業	1	60,000
平成24年度配分決定事業	14	5,776,248
		5,836,248

(※2)

	返還対象事業数 (事業)	寄附金充当金額 (円)
一部不交付	0	0

平成26年度国際ボランティア貯金の寄附金配分等の認可申請の概要及び審査結果

1 国際ボランティア貯金の概要

- ① 「郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律」(平成2年法律第72号。以下「旧寄附委託法」という。)に基づき、通常郵便貯金の受取利子(税引後)の全部又は一部(20%から100%の間で10%単位で選択)を、寄附金として、海外で活動する国内の民間援助団体に配分し、開発途上地域の住民の福祉向上のために活用することによって、国民参加による民間レベルでの海外援助の充実に資することを目的とする。
- ② 平成3年より全国の郵便局で取扱いを開始し、寄附金を民間援助団体に毎年度配分。
- ③ 郵便局での国際ボランティア貯金の取扱いは、上記法律の廃止に伴い、平成19年9月末にて終了。
- ④ 平成19年10月より、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構(以下「機構」という。)が日本郵政公社から寄附金(19億1,723万円)を引き継ぎ、毎年度民間援助団体に配分(総務大臣の認可事項)。
- ⑤ 平成24年度分をもって、機構において、当初配分原資額の全てについて配分を終了。平成26年度については、平成25年度に引き続き、既に配分した資金について返還金があったため、配分を行うこととなった。

2 機構からの申請について

平成26年度の国際ボランティア貯金寄附金に係る

- ①配分団体 及び
- ②配分額 並びに
- ③配分団体が守らなければならない事項

について、整備法(※)附則第23条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる整備法第2条の規定による廃止前の「旧寄附委託法」第7条の2第1項の規定に基づき、1月20日、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構から総務大臣あて認可申請があったもの。

[参考]郵政民営化後の寄附金配分の経過(※金額については、1万円未満切捨て)

	19年度 下期	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度 (予定)
配分団体数 (配分事業数)	74団体 (94事業)	109団体 (140事業)	83団体 (100事業)	33団体 (33事業)	22団体 (22事業)	27団体 (27事業)	3団体 (3事業)	4団体 (4事業)
配分原資額 (円)	19億1,723万	14億3,493万	7億3,085万	3億384万	2億1,500万	1億2,068万	587万	583万
交付不能 金(円)	1,471万	2,176万	3,074万	4,835万	1,524万	1万	47万	0
返還金 (円)	100万	2,108万	5,034万	6,063万	4,135万	733万	540万	583万
配分額 (円)	4億9,949万	7億9,731万	5億4,282万	1億4,583万	1億1,291万	1億2,068万	587万	583万
次年度 繰越額(円)	14億1,774万	6億3,762万	1億8,803万	1億5,800万	1億208万	0	0	0

3 平成 26 年度の認可申請の概要

(1) 配分団体及び配分額

認可申請された配分団体及び配分額の概要は、次のとおり。

項 目	概 要
① 配分団体数	4 団体（4 事業） （アジア 3 か国、アフリカ 1 か国） （参考）申請団体数 4 団体（4 事業）
② 配分総額	5,836,248 円
③ 配分団体 （配分額） 注：各団体の名称は、 定款上の名称	○特定非営利活動法人 アジア・アフリカと共に歩む会 （1,009,000 円） ・・・基礎教育支援のための学校図書等の配備と巡回指導 （南アフリカ） ○特定非営利活動法人 幼い難民を考える会（1,741,248 円） ・・・就学前教育の充実のための保育者研修及び教材配布 （カンボジア） ○特定非営利活動法人 国際開発フロンティア機構（1,192,000 円） ・・・モリンガ栽培普及と加工利用による貧困住民の収入向上 （フィリピン） ○特定非営利活動法人 シャプラニール＝市民による海外協力の会（1,894,000 円） ・・・家事使用人として働く少女に対する基礎教育等支援 （バングラデシュ）

(2) 配分団体が守らなければならない事項

「配分団体が守らなければならない事項」として、次の事項が挙げられている（民営化以前のものと同じ。詳細は、資料 1）。

- ・ 配分金の用途の制限に関する事項
- ・ 実施計画等の変更等の手続
- ・ 配分金の経理の方法
- ・ その他

※機構における配分審査

- ・ 機構において、機構が定める形式要件（資料 2）を明示して、希望上限額を 300 万円として、配分団体をホームページにおいて募集（平成 26 年 9 月 1 日から 9 月 30 日まで）。
- ・ 配分申請のあった 4 団体について、次の通り審査を実施。
 - ① 機構に提出された事業計画書等を機構で定めた総合評価項目（資料 3）に照らして審査し、配分団体としての妥当性を確認。
 - ② 各団体について、機構で定めた査定基準（資料 4）に照らして査定し、各団体が事業を実施する上での最低必要額をヒアリングした上で、各団体に配分。

4 総務省の審査

総務省の審査結果（案）は、次のとおり。

基準	結果	審査内容
【法定の形式要件への適合】		
(1) 配分団体が <u>公募手続</u> により選定されたものであること。	適	ホームページ上で <u>公募を実施</u> （昨年9月1日から同月30日までの間）し、応募者からの申請を受け付けた上で、その応募者から配分団体を決定し、配分額の決定を行ったと認められる。
(2) 配分団体が、 <u>民間海外援助事業</u> を行う <u>営利を目的としない団体</u> であること。	適	機構が配分団体から提出を受けた定款により、配分団体が、 <u>民間の発意に基づく開発途上にある海外の地域の住民の福祉の向上に寄与するための事業を行う非営利の団体</u> であることが認められる。
【配分団体の適正性】		
(1) 配分団体の選定方法に係る <u>基準</u> が適正であること。	適	機構で定めた配分団体の選定に係る <u>形式要件及び総合評価項目</u> について、 ① <u>一部の団体が不当に有利となるようなものは認められず、</u> ② <u>過度に曖昧なものは認められず、</u> ③ <u>その他不当なものは認められない。</u> よって、配分団体の選定方法に係る <u>基準</u> が適正であると認められる。
(2) 配分団体の選定方法に係る <u>手続</u> が適正であること。	適	機構で定めた配分団体の選定方法に係る <u>手続</u> について、 ① <u>一部の団体が不当に有利となるようなものは認められず、</u> ② <u>過度に曖昧なものは認められず、</u> ③ <u>その他不当なものは認められない。</u> よって、配分団体の選定方法に係る <u>手続</u> が適正であると認められる。
(3) <u>発展途上の地域の住民全般の基礎的な福祉の向上</u> に寄与する事業を実施する団体であること。	適	1. 申請団体から提出を受けた「申請事業計画の詳細」により、配分団体が、日常生活を営む上で必要不可欠なものについて、 <u>開発途上地域の福祉の向上に直接結びつく基礎生活分野（Basic Human Needs）の事業を実施する団体であること</u> が認められる。 2. 申請団体から提出を受けた「申請事業計画の詳細」により、配分団体が、 <u>政治的にも宗教的にも中立的な事業を実施する団体であり、地域住民の特定の集団のみの福祉の向上に寄与する団体ではないこと</u> が認められる。

<p>(4) <u>配分事業の確実な遂行が確保</u>されている団体であること。</p>	<p>適</p>	<p>1. 機構が配分団体から提出を受けた財務諸表等により、各配分団体において、<u>適正な会計処理が実施されていること</u>が認められ、配分金を管理する基本的な態勢が整備されていると認められる。</p> <p>2. 機構が配分団体から提出を受けた前年度の事業報告書及び今年度の収支予算書により、<u>事業の確実な遂行を確保するための態勢が確保されていること</u>が認められる。</p> <p>3. 機構が配分団体から提出を受けた「申請事業計画の実施体制等」により、次の事項が認められる。</p> <p>① <u>現地の団体又は協力者が確保されていること</u></p> <p>② <u>事業対象地の政府と調整済みであること</u> (証明書があれば証明書を提出)</p> <p>③ <u>申請事業計画の進捗管理方法が確保されていること</u></p> <p>④ <u>申請団体が主体となって計画・実施する事業であること</u></p> <p>4. 在外公館等を通じた調査により、各配分団体の事業対象地及び周辺地に「<u>退避に関する情報</u>」が発出されていないこと等、申請団体が行う活動に係る一定の安全性の確保について確認されていると認められる。</p>
<p>【配分金に係る適正性】</p>		
<p>(1) 配分金の <u>査定基準</u> が適正であること。</p>	<p>適</p>	<p>機構が定める配分金額の <u>査定基準</u> について、</p> <p>① <u>一部の団体が不当に有利となるような基準は認められず、</u></p> <p>② <u>過度に曖昧なものは認められず、</u></p> <p>③ <u>その他不当な基準は認められない。</u></p> <p>よって、配分金の <u>査定基準</u> が適正であると認められる。</p>
<p>(2) 配分金の <u>査定方法</u> が適正であること。</p>	<p>適</p>	<p>機構が行った配分額の <u>査定方法</u> について、</p> <p>① <u>一部の団体が不当に有利となるようなものは認められず、</u></p> <p>② <u>過度に曖昧なものは認められず、</u></p> <p>③ <u>その他不当なものは認められない。</u></p> <p>よって、配分金の <u>査定方法</u> が適正であると認められる。</p>
<p>(3) 配分金が <u>法律の目的にのっとり</u>使用されること。</p>	<p>適</p>	<p>機構が配分団体から提出を受けた「申請事業計画の詳細」及び「経費関係・事業全体及び寄附金配分希望」により、</p> <p>① <u>配分団体は、法律の目的にのり</u>つた事業を実施する団体であることが認められ、</p>

		<p>②配分額は、配分対象となる事業にのみ使用されることが認められ、</p> <p>③配分額は、配分対象となる事業に直接関わる経費のみに使用されることが認められる。</p> <p>よって、配分金が <u>法律の目的にのっとりて使用</u> されると認められる。</p>
【配分団体が守らなければならない事項に係る適正性】		
(1) <u>配分金の管理の適正性の確保</u> に必要な事項が定められていると認められること。	適	「配分金は、他の資金と区別して経理し、常にその用途状況を明らかにしておかなければならない」こと等、 <u>配分金の管理の適正性の確保に必要な事項が定められている</u> と認められる。
(2) <u>配分金の用途の適正性の確保</u> に必要な事項が定められていると認められること。	適	「配分金は、機構が配分を決定した援助事業の実施計画以外の用途に使用してはならない」ことや「実施計画は、やむを得ない事由がある場合を除き、変更してはならない」こと等、 <u>配分金の用途の適正性の確保に必要な事項が定められている</u> と認められる。
(3) 配分団体が守らなければならない事項が、 <u>公平かつ、明確に定められ、不当性がない</u> こと。	適	<p>機構で定める配分団体が守らなければならない事項について、</p> <p>①<u>一部の団体が不当に有利となるようなものは認められず、</u></p> <p>②<u>過度に曖昧なものは認められず、</u></p> <p>③<u>その他不当なものは認められない。</u></p> <p>よって、配分団体が守らなければならない事項が、<u>公平かつ、明確に定められ、不当性がない</u> ことが認められる。</p>

配分団体が守らなければならない事項

郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）附則第 2 2 条第 1 項の規定に基づく配分団体が守らなければならない事項

1 配分金の使途の制限

配分金は、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構（以下「機構」という。）が当該配分金を配分する旨を決定した援助事業の実施計画（以下「実施計画」という。）以外の使途に使用してはならない。

2 実施計画の変更等

- (1) 実施計画は、やむを得ない事由がある場合を除き、変更してはならない。やむを得ない事由により実施計画を変更しなければならないときは、あらかじめその旨を機構に別紙様式 1 の実施計画変更承認申請書により申請し、その承認を受けなければならない。
- (2) 実施計画に係る援助事業について、予定の期日に着手することができないとき若しくは予定の期日までに完了することができなくなったとき又は事業の遂行が困難となったときは、速やかに機構に届出を行い、その指示を受けなければならない。
- (3) 団体の名称等欄の記載事項及び定款又は寄附行為（法人格のない団体にあつては、これらに準じた規約等）に変更がある場合は、速やかに機構に届け出なければならない。
- (4) 実施計画の変更等について、機構が配分金を配分する旨の決定を行うに当たっての判断要素の重大な変更等に該当すると認めるときは、機構の指示するところにより、速やかに交付を受けた配分金を返還しなければならない。

3 配分金の経理等

- (1) 配分金は、他の資金と区別して経理し、常にその使途状況を明らかにしておかななければならない。
- (2) 配分金に係る援助事業が完了した際、配分金に余剰金が生じたときは、機構の指示するところにより、速やかに余剰に係る金額を返還しなければならない。
- (3) 配分金によって取得又は効用等の増加した財産については、援助事業完了後も配分金交付の目的に沿って、その効率的及び効果的運用を行わなければならない。

4 配分金に係るものであることの表示等

配分金に係る施設、機材その他の設備及び物資には、寄附金によるものであることを援助事業の実施地域における公用語により表示しなければならない。

ただし、この表示が困難と思われる場合については、実施地域において報道発表する等適宜の方法により公表すること。

5 完了報告

配分金に係る援助事業が完了したときは、別紙様式2の完了報告書により速やかに機構に報告しなければならない。

6 その他

偽りその他不正の手段により配分金の交付を受けた場合には、機構の指示するところにより、交付を受けた配分金を返還しなければならない。

(参考)

郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

附則

第22条 機構は、配分金（前条第1項及び旧郵便貯金利子寄附委託法第4条第2項に規定する配分金をいう。以下この条において同じ。）の用途の適正を確保するため必要があると認めるときは、配分団体（前条第1項及び旧郵便貯金利子寄附委託法第4条第2項に規定する配分団体をいう。以下この条において同じ。）が守らなければならない事項を定めることができる。

2 機構は、配分団体に対し配分金の用途についての監査をするものとする。

3 機構は、配分団体が前条第1項若しくは旧郵便貯金利子寄附委託法第4条第2項の決定に係る事業の全部若しくは一部を行わないとき、又は第1項若しくは同条第3項に規定する配分団体が守らなければならない事項に違反したときは、交付した配分金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

機構の定める形式要件

(1) 団体の要件

- ① 平成19年度下期（10月）以降に、国際ボランティア貯金寄附金の配分を受け、援助事業を完了した実績を有すること。
- ② 日本国内に事務所を置き、かつ、代表者が定められ、意思決定及び活動の責任の所在が明確な団体であること。
- ③ 海外援助事業を実施する、営利を目的としない民間の団体であること。
- ④ 適正な会計処理が行われていること。
- ⑤ 他の援助団体に対して、助成を行っていないこと。
- ⑥ 過去の事業実施に当たって、重大な問題がなかったこと。
- ⑦ 郵便、電話及び電子メールにて円滑に連絡が取れること。
- ⑧ 団体のウェブサイトを持ち、直近の活動状況を発信していること。

(2) 事業の要件

- ① 事業対象地の状況や住民のニーズを十分把握し、BHN（basic human needs：基礎生活分野）を充足させる事業であること。
- ② 申請団体が主体となって計画・実施する事業であること。
- ③ 申請時点で事業計画が明確になっていること。
- ④ 申請団体が日本から派遣した専門家又はスタッフが、事業対象地にて、14日間以上にわたって現地の人々と直接顔を合わせ、協力して活動を展開する必要性が高い事業内容であること。
- ⑤ 事業対象地の住民に対して申請団体が指導、技術・ノウハウ移転又は医療行為を行い、かつ、住民の自立を支援する事業内容であること。
- ⑥ 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの期間で事業を行い、平成28年4月28日までに完了報告書を提出できること。
- ⑦ 継続して配分を受けている事業の場合、5回目までであること。
- ⑧ 活動内容に政治的又は宗教的行為（類似行為を含む）が含まれていないこと。
- ⑨ 国や地方公共団体などの公的な機関に重複して助成を申請していないこと。
- ⑩ 事業対象地の政府と十分な調整を行っていること。
- ⑪ 申請時点で、外務省が発表している渡航情報（危険情報）において、事業対象地及び周辺地に「退避に関する情報」が発出されておらず、かつ、申請団体が行う活動について安全が十分確保され得ること。

機構の定める総合評価項目

【総合評価項目】

- ① 必要性・ニーズ：現地住民のニーズや状況を把握するための事前調査を、申請団体の日本スタッフを派遣して十分に行っているか。調査の結果、現地住民のニーズがあり、事業実地地域で実施しなければならない必要性があるか。
- ② BHN：基礎的生活を充足させる事業か。あるいは生活改善に結びつく事業か。
- ③ 費用対効果：事業内容から事業総額・配分希望額を見た場合、費用対効果が高い事業か。
- ④ 技術移転：現地住民等に指導、技術・ノウハウ移転、医療行為を申請団体が行う事業か。単なる物資供与や建物等の建設だけではないか。
- ⑤ 主体性・指導性：申請団体が主体となって実施する事業か。実施する事業に対し、指示・指導等を行う日本人スタッフがいるか。（又は派遣するか。）現地に資金を送付し、申請団体は視察程度に現地を訪問する事業ではないか。
- ⑥ 自立性：現地住民等の自立を支援する事業か。
- ⑦ 事業計画：現地住民や現地政府と調整ができており、事業計画が明確かつ効果的な内容となっているか。実施・運営体制に問題はないか。
- ⑧ 今後の事業計画の確実性：過去の事業実績や申請団体の状況からみて、国際ボランティア貯金寄附金の配分が終了しても事業が遂行されるか。
- ⑨ 財務の健全性：会費や寄附金、事業収益などの助成金以外を確保しているか。借入金が多く、助成金以外の収入がない団体ではないか。申請事業に投入できる資金を確保できる団体か。

機構の定める配分金額の査定・配分

配分金額を次の考え方により査定し、各団体が事業を実施する上での最低必要額をヒアリングした上で、各団体に配分。

- ① 海外援助事業に 直接かかる経費のみ 配分金の充当対象とし、間接経費（国内事務所経費、物資・資機材の輸送経費、送金手数料、関税、通信費、車両購入費等）は対象外とする。
- ② 物資や施設の供与に係る経費（設置工事を含む）は、その供与が、住民の指導、技術・ノウハウの移転又は治療活動について高い必要性があると認められた場合にのみ 配分対象とする。
- ③ ①②で配分金充当対象とした経費に、機構の定める基準（※）により決定する金額を配分金として充当。なお、今年度の配分原資が少額ではあるものの、可能な限り多くの申請事業への配分を考慮し、各団体が負担する自己資金の額を含めた事業総額を検証しつつ、一部減額を実施。

（※）

項 目		上限額（単価）
【物件費】	下記を除く物件費 （事業実施に必要不可欠なもののみ）	配分申請額×90%
	現地事務所経費等 （賃借費用、光熱費等を含む。）	3万円/月、1箇所のみ
	現地での研修関係費 （参加者への支給分）	教材費・食事代・交通費を含め 300円/1人日
【物件費特殊】	航空運賃	配分申請額（エコノミー運賃）×90%
	現地交通費	配分申請額×90%
	滞在費	3,000円/1泊（活動を行わない日は支給しない）
【人件費】	現地雇用費	
	技術者・専門家	900円/人日
	運転手・事務員	600円/人日
	作業員・警備員	300円/人日
	派遣者日当	3,000円/人日（移動日及び活動を行わない日は支給しない）

参 考 資 料

- 国際ボランティア貯金寄附金 平成26年度 配分申請のご案内
内(別紙1)【独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構作成】
- 関係法令条文等(別紙2)

国際ボランティア貯金寄附金 平成26年度 配分申請のご案内

はじめに	2
第1 申請方法	3
第2 申請に関する留意事項	4
第3 対象となる団体の要件	6
第4 対象となる事業の要件	8
第5 配分対象となり得る経費及びならない経費	11
第6 配分決定以降の事務の流れ（予定）	14

平成26年9月
独立行政法人 郵便貯金・簡易生命保険管理機構

はじめに

平成3年に創設された国際ボランティア貯金は、平成19年9月末をもって廃止されましたが、その寄附金残高約21億円は、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構が承継し、国内の海外援助団体へ配分を行い、平成24年度をもって、そのすべての配分を終了したところです。

また、平成25年度においては、平成23年度以前に配分した事業から生じた返還金（587万円）を原資として3団体に配分したところです。

郵便貯金・簡易生命保険管理機構による国際ボランティア貯金寄附金の配分

区 分	平成19年度 度下期	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
配分団体数 (団体)	74	109	83	33	22	27	3
配分事業数 (事業)	94	140	100	33	22	27	3
配分額 (百万円)	499	797	543	146	112	120	5

今回、平成26年度の公募につきましても、平成24年度に配分した事業から生じた返還金（5百万円程度）を配分原資として実施するものです。

このため、平成25年度同様、申請できる事業数は1団体1事業、配分希望上限額は300万円とし、平成19年度下期（10月）以降に本寄附金の配分を受け、事業を実施した実績のある団体からの申請のみといたします。

これに伴い、「対象となる団体の要件」、「対象となる事業の要件」の記述も、平成24年度以前のものとは比べ、異なる部分が若干ございます。また、「配分対象となりうる経費及びならない経費」も平成24年度以前のものより一部変更がございますので、ご注意ください。

「国際ボランティア貯金寄附金 平成26年度 配分申請のご案内」をご覧ください、ご質問等がございましたら、最終ページに掲載されております連絡先までお問い合わせください。

ご応募、お待ちしております。

第 1 申請方法

- ① 公募期間
平成 26 年 9 月 1 日（月）～平成 26 年 9 月 30 日（火）
- ② 申請書類の提出期限
平成 26 年 9 月 30 日（火）（当日消印有効）
- ③ ご提出いただく申請書類
ア 様式 1 平成 26 年度国際ボランティア貯金寄附金の配分申請書
イ 様式 2 申請団体に関すること（その 1）
ウ 様式 3-1 申請団体に関すること（その 2・法人格をもつ団体用）
又は
様式 3-2 申請団体に関すること（その 2・法人格をもたない団体用）
エ 様式 4 （申請事業を計画するために実施した）事前調査の状況
オ 様式 5 申請事業計画の実施体制等
カ 様式 6 申請事業計画の詳細
キ 様式 7 経費関係・事業総額及び寄附金配分希望額
ク 様式 3-1 又は様式 3-2、様式 5 及び様式 7 の添付資料

※ 様式 3-1 及び 3-2 は、法人格の有無により、作成・提出いただく様式が異なりますので、ご注意ください。
- ④ 申請書類等の入手方法
当機構のウェブサイトから、下記の書類をダウンロードし作成してください。
ア 国際ボランティア貯金寄附金 平成 26 年度 配分申請のご案内
イ 平成 26 年度国際ボランティア貯金寄附金の配分申請書作成要領等
ウ 平成 26 年度国際ボランティア貯金寄附金の配分申請書類
- ⑤ 提出方法
簡易書留郵便やレターパック等の送付記録が残る方法で、封筒の表面に「申請書類在中」と記載し、下記⑥あて送付してください。申請書類に不備がある場合は受理できませんので、申請書類に記載漏れや資料の添付漏れがないか、送付前に今一度、確認をお願いします。
また、送付いただいた申請書類は、当機構において送付された申請書類の内容確認後、上記③のアからキ（クは除きます）について、電子メールによる送付を依頼しますので、当機構から依頼があり次第、対応願います。（こちらから依頼するまで電子メールで送付しないでください。）
- ⑥ 提出先
〒105-0001 東京都港区虎ノ門 4-1-8 虎ノ門 4 丁目 MT ビル 5 階
独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構 貯金部財務課
- ⑦ 受理確認
当機構において申請書類を受理後、その旨を電子メールにより連絡します。申請書類を送付後 1 週間が経過しても連絡がない場合には、必ず、当機構にお問い合わせください。当機構に申請書類が到着していないと、申請したものとみなされない場合がありますのでご注意ください。

第2 申請に関する留意事項

① 申請書類

当機構が受理した申請書類（添付資料を含む）は、寄附金を配分しなかった場合であっても返却いたしません。また、当機構における作業に用いるために複製を作成します。申請書類は5年経過後、処分します。

また、申請書類は情報公開法に基づく開示請求があれば、申請内容等を開示することがあります。

② 審査

提出された申請書類の内容等について確認が必要な場合は、当機構より電子メールで、照会や追加資料の提出依頼を行うことがあります。また、申請内容の見直しをお願いすることもあります。

③ 内示

平成27年2月ごろに、審査結果を電子メールで内示する予定です（寄附金の配分ができない団体にはそれ以前にその旨を内示することがあります）。配分予定額の内示を受けた団体は、その予定額で事業を実施できるか否かを1週間以内に返答いただく必要があります。

④ 最終決定

最終的な配分決定は、総務省認可を経て平成27年3月頃通知します。配分決定額が内示額と異なったり、配分をしないこととなる場合もありますのでご了承願います。

第3 対象となる団体の要件

次の要件すべてを満たす団体を対象としています。

- ① 平成19年度下期（10月）以降に、国際ボランティア貯金寄附金の配分を受け、援助事業を完了した実績を有すること。
- ② 日本国内に事務所を置き、かつ、代表者が定められ、意思決定及び活動の責任の所在が明確な団体であること。
- ③ 海外援助事業を実施する、営利を目的としない民間の団体であること。
- ④ 適正な会計処理が行われていること。
- ⑤ 他の援助団体に対して、助成を行っていないこと。
- ⑥ 過去の事業実施に当たって、重大な問題がなかったこと。
- ⑦ 郵便、電話及び電子メールにて円滑に連絡が取れること。（注）
- ⑧ 団体のウェブサイトを持ち、直近の活動状況を発信していること。

注：団体名、代表者名、登録印鑑、団体所在地、電話番号、電子メールアドレス、団体の規約等について、申請書類提出後に変更となった場合は、速やかにご連絡願います。

【対象となる団体の要件に関するQ&A】

Q1 どのような団体でも申請できるのですか。

A1 本寄附金配分の申請書類の提出日において、平成19年度下期（10月）以降に国際ボランティア貯金寄附金の配分を受け、事業を実施した実績があれば申請できます。これは、特定非営利活動法人や公益・一般財団法人、公益・一般社団法人等の法人格がある団体のみならず、法人格を持たない団体も同様です。

なお、過去に国際ボランティア貯金寄附金の配分を受け、事業を実施した実績のない団体については、申請できません。

Q2 「意思決定及び活動の責任の所在が明確」であるとは、どういうことですか。

A2 団体としての意思決定の方法や代表者の権限等が、団体の定款や規約などに明記され、そのとおりに実行されていることです。さらに、団体がスタッフを事業対象地に派遣していない期間においても、事業の進捗よく状況を把握し、問題等が発生した場合は速やかに報告を受け、日本で対応を検討し、現地に指示できる体制をとっていることを指します。

Q3 国内に本部と支部がある団体の場合、別の事業であれば双方から申請できますか。

A3 必ず本部から申請していただく必要があります。形式上、別の団体であったとしても、実態として本部と支部の関係であるとみなせる場合（例えば、役職員、会員又は財政基盤の3分の1以上が共通の場合、団体の規約等で別の団体を支援することを目的として明記している場合など）は、審査を実施することが適当と判断した事業のみを審査対象といたします。

Q 4 海外援助事業を実施することは明文化されていなければならないのですか。

A 4 団体の定款や寄付行為、規約などにおいて、明文化されている必要があります。

なお、明文化されていても、国連機関、地方公共団体又は国等の公的資金により設立された法人は配分対象としていません。

Q 5 「適正な会計処理が行われている」とは、どういうことですか。

A 5 団体の定款や規約、関係法令などに基づいて収支計算書等の財務諸表を作成し、それを会員又は所轄庁等に報告し、会計の透明性及び団体の健全経営を確保していることを指します。申請書類に添付して提出する必要がある財務諸表は、団体の種類に応じて異なりますので、申請書類様式3-1又は3-2の提出資料のリストを参照願います。

なお、団体の経営の健全性について確認するため、監査法人に委託し、提出いただいた財務諸表等の書類のチェック及び申請団体事務所へ伺うことがありますので、あらかじめご了承ください。

Q 6 過去の事業実施に当たっての「重大な問題」とは、どのようなことを指すのですか。

A 6 以下のような事例が該当します。

- ・ 国内外での重大な法令違反があった又は所轄庁等から改善命令を受けた
- ・ 国際ボランティア貯金寄附金の配分を受けて実施した事業の終了が大幅に遅延した
- ・ 偽りその他の不正手段により、配分金の交付を受けようとした又は返還金を免れようとした。
- ・ 実施計画の変更申請、中間報告書又は完了報告書のいずれかの提出が正当な理由なく1か月以上遅延した
- ・ 会計処理に問題がありその後改善が見られなかった
- ・ 配分金の返還が完了していない又は配分金の返還が大幅に遅延した。

Q 7 「郵便、電話及び電子メールで円滑に連絡が取れること」とは、どういうことですか。

A 7 当機構からの通知・照会に対し、4日以内に「受信した」という回答をいただけることを前提とします。団体として登録できる電子メールアドレスは1つとし、電子メールを常時チェックできない団体は、代理の方に電子メール受信箱の定期的なチェックを依頼する等の措置を講じる必要があります。

申請内容に関する照会に加え、申請書類の受理通知（平成26年10月頃）及び配分予定額の内示（平成27年2月頃）を電子メールで行います。また、配分金の交付（送金）前には、電話による確認を行います。

なお、当機構からの照会や依頼に対し、当機構が提示した期限までに回答がない場合は、審査を中止させていただく場合があります。

Q 8 「団体のウェブサイトにおける直近の活動状況についての発信」とは、どのようなことですか。

A 8 申請日の時点で、少なくとも本年8月までの団体の活動状況が団体のウェブサイトに掲載されていることを指します。

Q 9 配分決定後に上記の団体要件に合致しないことが判明した場合、どうなるのですか。

A 9 配分決定を取り消し、配分金を返還していただくことがあります。

第4 対象となる事業の要件

次の要件すべてを満たす事業を対象としています。1団体につき1事業に限ります。

- ① 事業対象地の状況や住民のニーズを十分把握し、BHN (basic human needs : 基礎生活分野)を充足させる事業であること。
- ② 申請団体が主体となって計画・実施する事業であること。
- ③ 申請時点で事業計画が明確になっていること。
- ④ 申請団体が日本から派遣した専門家又はスタッフが、事業対象地にて、14日間以上にわたって現地の人々と直接顔を合わせ、協力して活動を展開する必要性が高い事業内容であること。
- ⑤ 事業対象地の住民に対して申請団体が指導、技術・ノウハウ移転又は医療行為を行い、かつ、住民の自立を支援する事業内容であること。
- ⑥ 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの期間で事業を行い、平成28年4月28日までに完了報告書を提出できること。
- ⑦ 継続して配分を受けている事業の場合、5回目までであること。
- ⑧ 活動内容に政治的又は宗教的行為（類似行為を含む）が含まれていないこと。
- ⑨ 国や地方公共団体などの公的な機関に重複して助成を申請していないこと。
- ⑩ 事業対象地の政府と十分な調整を行っていること。
- ⑪ 申請時点で、外務省が発表している渡航情報（危険情報）において、事業対象地及び周辺地に「退避に関する情報」が発出されておらず、かつ、申請団体が行う活動について安全が十分確保され得ること。

上記の要件すべてを満たす申請が多数の場合、①、③、⑤、⑩の要件の充足度、今後の事業計画及び費用対効果等について総合評価し、配分対象事業の選定を行います。

【対象となる事業の要件に関するQ&A】

Q1 複数の活動をまとめて「1事業」として申請できますか。

A1 複数の活動をまとめて1事業とする場合は、一の目的の達成のためにそれらの活動が有機的に関連している必要があり、かつ、それらが同一の事業対象地で行われる必要があります。活動相互の関連性が不明確な場合は、審査の対象を一の活動だけに絞らせていただきます。

Q2 「事業対象地の状況や住民のニーズを十分把握し」とは、どういうことですか。

A2 新規事業か継続事業にかかわらず、平成26年4月から申請書類提出日までの間に、申請団体が事業対象地へ赴いて、現地の条件やニーズについて調査を行っている必要があります。また、調査で判明した条件やニーズへの対応策の概要について、申請前に現地住民の理解を得ていることが必要です。審査で総合評価を行う場合は、現地の条件及びニーズの具体性と、それらへの対応策についての現地住民の理解度に着目して評価します。

Q 3 「BHN (basic human needs) を充足させる事業」とは、どのような事業なのですか。

A 3 衣食住、水、必要最低限の医療、教育、環境保全などの分野において、日常生活を営む上で必要不可欠なものを充足させ、開発途上地域の人々の生活改善に直接結びつく内容の事業を指します。審査で総合評価を行う場合は、日常生活での必要度と、生活改善への貢献度に着目して評価します。

なお、以下のような事業は「BHNを充足させる事業」とは認めません。

- ・ スタディーツアー（体験学習旅行）又は視察の域を出ないもの
- ・ 調査研究を主目的とした事業
- ・ 文化遺産や動植物の保護を主目的とした事業
- ・ 親善又は文化交流を主目的とした事業
- ・ 高等教育を主目的とした事業
- ・ 生活習慣病の発見のための人間ドックの実施
- ・ 極めて高度な医療・工業等の技術指導を主目的とした事業 等

Q 4 「申請団体が主体となって計画・実施」していないとされるのは、どのような事業ですか。

A 4 現地住民が、日本の団体が行う事業として認識し難いような形態で実施される事業です。例えば、次のような事業が該当します。

- ・ 他のNGO（現地協力団体を含む）の活動を支援するだけの事業
- ・ 国連機関や現地政府、他のNGOが実施する事業の一部を請け負うだけの事業
- ・ 申請団体の現地支部又は現地協力団体に送金し、申請団体は管理のみを行う事業

Q 5 事業対象地となるのはどの国ですか。

A 5 OECD加盟国以外を対象としています。ただし、台湾、シンガポール、香港のように、OECD加盟国と同等の所得がある地域や国は対象としていません。

<参考> OECD加盟国（平成26年7月現在、34か国）

オーストリア、ベルギー、デンマーク、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイスランド、アイルランド、イタリア、ルクセンブルグ、オランダ、ノルウェー、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、イギリス、アメリカ合衆国、カナダ、日本、フィンランド、オーストラリア、ニュージーランド、メキシコ、チェコ、ハンガリー、ポーランド、韓国、スロバキア、チリ、スロベニア、イスラエル、エストニア

Q 6 事業対象地が2か国以上にまたがってもよいのでしょうか。

A 6 事業対象地が複数ある場合でも、同一国内である必要があります。ただし、国境地帯の場合は特殊事情を考慮します。

Q 7 「明確な」事業計画とはどのようなものですか。

A 7 次のような計画であるほど、より「明確」と評価します。

- ・ 事業完了時の到達目標が、過去の実績に照らして妥当性が高いこと
- ・ 今回の事業期間中に実施する必要性が高いこと
- ・ 事業経費の自己負担分の調達方策が、過去の実績に照らして確実性が高いこと
- ・ 配分金の使途及び希望額が、事業内容と現地相場に照らして妥当性が高いこと
- ・ 申請書類の記述に、内容の不整合、誤字脱字、記入漏れ、計算ミスが少ないこと

Q 8 「14日以上の実業対象地」での活動とは、渡航した延べ日数でよいのですか。

A 8 日本からの派遣者の実業対象地での活動日数です。14日間は複数回に分かれても構いません。しかし、複数名が同一期間に7日間活動しても活動日数は7日間と数えます。移動のみの日や休日、式典への参加又は視察のみの日（日当の対象外となる日）は含みません。

Q 9 「実業対象地の住民に対して申請団体が指導、技術・ノウハウ移転又は医療行為を行い」とはどういうことですか。詳しく教えてください。

A 9 事業に、「指導」、「技術・ノウハウの移転」、「医療行為」のいずれかが含まれることが必須です。物資又は施設（設置工事を含む）の供与は、それらのための手段として必要性が高いと認められる場合にのみ、配分対象とします。審査において総合評価を行う場合、「指導」、「技術・ノウハウ移転」、「医療行為」の客体は、現地の協力団体、請負企業、ごく少数の専門家集団よりも、多くの現地住民であるものを優先します。また、指導等を実施する主体は、申請団体が派遣した専門家だけでなく、現地スタッフや現地で雇用した専門家でも可能ですが、派遣した人が中心となる事業を優先します。

Q 10 「5回目まで」の基準について、もう少し詳しく示してください。

A 10 同一地における同一分野の実業又は同一者層を対象とする事業は、過去の配分年数がすでに5回に達した場合は、今回の配分対象外とします。

Q 11 「住民の自立を支援するものであること」とは、どういうことですか。

A 11 本寄附金で実施する援助事業は、最終的に実業対象地の住民の力だけで事業を継続できる、又は学んだことを活かしていけるようにすることを目指しています。したがって、事業を次年度以降継続しない場合は、将来のフォローアップ方法を申請書類に明示していることが必要です。また、事業を次年度以降継続する場合は、そのための活動資金の調達方策が申請書類に明示されている必要があります。さらに、技術・ノウハウの移転又は施設・耐久財の供与を含む事業は、事業完了後に現地住民が自力で維持・管理していくための体制づくりが今回申請する事業の中に含まれていることも必要です。

Q 12 「公的な機関に重複して助成を申請していないこと」とは、どういうことですか。

A 12 外務省、独立行政法人国際協力機構（JICA）、独立行政法人環境再生保全機構（地球環境基金）等日本政府及びその関連機関、地方公共団体及びその関連機関が実施する助成制度からの資金的支援をいい、ジャパン・プラットフォーム及び国際機関への日本政府の特別拠出金による支援も含みます。現地協力団体が、申請事業の一部経費に対して日本の公的な助成制度から直接支援を受けている場合も、重複受給と判断することがあります。配分決定後に重複受給が判明した場合は、配分金の全部又は一部を返還していただきます。

Q 13 「現地政府との調整」とは、どのようなことをすればよいのですか。

A 13 現地でのNGO登録、事業の実施許可の取得（建築許可や医療活動許可など）等を実施してください。ただし、現地政府等に確認し、必要ないとの明確な回答を得た場合を除きます。審査において総合評価を行う場合は、許可取得済の事業を優先します。

また、現地の行政機関と事前調整を行い、申請している事業の内容や進め方、スケジュールについて理解を得ていることも必要です。審査において総合評価を行う場合は、現地行政機関との調整を文書で確認済みの事業を優先します。

Q 14 「申請団体が行う活動について安全が十分確保され得る」とは、どういう趣旨ですか。

A 14 事業実施地又は周辺地域について、「退避勧告」が出されていなくても安全上の懸念があると考えられる場合、申請団体に現地での安全確保策の提出を別途求め、対策が十分か否かについて審査の中で考慮します。

Q 1 5 事業対象地の危険度が配分申請後に引き上げられた場合はどうなりますか。

A 1 5 「危険度が引き下げられるまでは保留」という条件を付して配分決定することがあります。その場合、危険度が下がり、事業の実施に問題のないことが確認されるまで、配分金の交付は行いません。危険度が下がらない場合は、配分金を交付しないことがあります。

また、配分金交付後に危険度が引き上げられた場合は、当機構の指示に従い、事業の中断等必要な対応を講じていただくこととなります。

第5 配分対象となりうる経費及びならない経費

- ① 配分を希望できる経費の上限は、300万円とします。(申請する事業にかかる経費総額には上限はありません。)
- ② 援助事業に直接関わる経費のうち、会計帳簿及び使用した経費に係る領収証等の原本が提出できる費目のみを配分対象とします。
配分対象経費は、次のものに限ります。
 - 物資・資機材の調達費
 - 事業対象地での研修関係費
 - 建設費、建造物の工事費(工事管理費を除く)
 - 現地事務所経費
 - 日本から派遣する専門家・スタッフの派遣に係る旅費
 - 日本から派遣する専門家・スタッフの宿泊費、日当
 - 現地における雇用費
 - 現地交通費
 - 査証取得手数料
- ③ 物資や施設(設置工事を含む)の供与に係る経費は、その供与が、住民への指導、技術・ノウハウの移転、又は治療といった活動を申請団体が行う上での「手段」として必要性が高いと認められる場合に配分対象とします。
- ④ 配分対象となっても、配分額が希望額を下回り、実際にかかる額との差額を団体の自己資金で負担いただく場合があります。このため、自己資金の調達方策について、過去の実績を踏まえつつ、申請書類の該当欄に記載いただく必要があります。

【配分対象となりうる経費に関するQ&A】

Q1 配分の対象となりうる経費とはどのようなものですか。

A1 上記②の経費が対象となり得ます。補足事項は次のとおりです。

- 物資、資機材の調達費及び建設費、建造物の工事費(工事管理費を除く)
 - ア 内訳が相当量となる場合、該当の内訳を別に添付いただくことも可とします。
(申請書類と添付した内訳書の金額に相違がないよう留意願います。)
 - イ 単価10万円以上100万円未満の物品又は総額10万円以上100万円未満の工事については、1者の見積書の提出又は価格表の提出を条件とします。
また、100万円以上については、2者の見積書の提出を条件とします。
 - ウ 購入後のメンテナンス経費が必要と認められるもの及び将来的に維持経費を必要とするものについては、対応するメンテナンス経費及び維持経費の負担方法が記載されていない場合、配分対象外となります。
- 事業対象地での研修関係費
 - ア 会場借上費、教材費、参加者交通費及び食事代のみが対象です。
また、教材費、参加者交通費及び食事代を合わせて、1人1日300円を上限とします。
 - イ 申請団体が派遣した専門家又はスタッフ、あるいは日当の配分対象とする現地の専門家又はスタッフが講師又は受講者となる場合、それらの方々への昼食費及び講師謝礼は配分対象外です。
- 現地事務所経費
真に事務所経費が必要と認められる、1箇所のみ配分対象とします。

事務所借料、光熱費及び水道料のみが対象で、1ヶ月合計30,000円を上限とします。

- 日本から派遣する専門家・スタッフの派遣に係る旅費
 - ア 航空運賃（空港施設使用料含む）、空港までの日本国内交通費、到着先空港と事業実施地の間の交通費が対象です。
 - イ 配分金を使用して渡航する場合は、エコノミークラスで、できるだけ低価格の運賃によることが条件です。また、完了報告時に搭乗半券を提出いただきます。
- 日本から派遣する専門家・スタッフの宿泊費、日当
 - ア 現地活動のために要する日数を日単位で申請いただきます。
ただし、1日あたりの従事時間が4時間未満となる日は、配分の対象外とします。
 - イ 活動のために事業対象地に滞在し、かつ、休日、式典等への参加日等を除き、直接の援助事業に従事した日と認められるもののみを対象とします。
 - ウ 1日1人当たりの上限額は、宿泊費3,000円、日当3,000円です。
 - エ 日本以外の国からの派遣も対象とします。
 - オ 現地に生活拠点のある日本人については、日当のみ対象とします。
- 現地における雇用費
 - ア 申請事業に実際に従事する日数を日単位で申請いただきます。
 - イ 1日1人当たりの上限額は、専門家900円、スタッフ600円、作業員300円です。
- 現地交通費
 - 配分の対象となるのは、次のような経費です。
 - ア 派遣者が事業対象地に到着してから事業対象地を出るまでの間、事業対象地内での事業実施のために必要とする交通費
 - イ 現地雇用者が通勤以外で事業実施のために移動のために必要とする交通費
- 査証の取得手数料
 - 日本から派遣する専門家・スタッフが対象です。
 - 大使館・領事館の査証（有効期間2年以下のものに限る）発給手数料のみが対象となり、業者の代行申請手数料や申請・取得の際の交通費は対象となりません。

Q 2 配分の対象とならない経費はどのようなものですか。

A 2 以下のような経費です。

- 日本国内事務所経費
- 旅券の取得手数料
- 事前調査・事後評価の経費
- 物資・資機材の輸送経費
- 送金手数料
- 関税
- 海外傷害保険加入費及び戦争危険担保特約に要する費用
- 通信費
- 車両購入費
- 用地取得費
- 工事における管理費
- エコツアー又はスタディツアー経費
- パソコン、携帯電話購入費
- ポスター等広告費
- 政府関係機関等への手続に要する費用
- 事業実施地の住民を研修目的で日本へ招聘するための費用

Q 3 配分金の使用上、どのような注意が必要ですか。

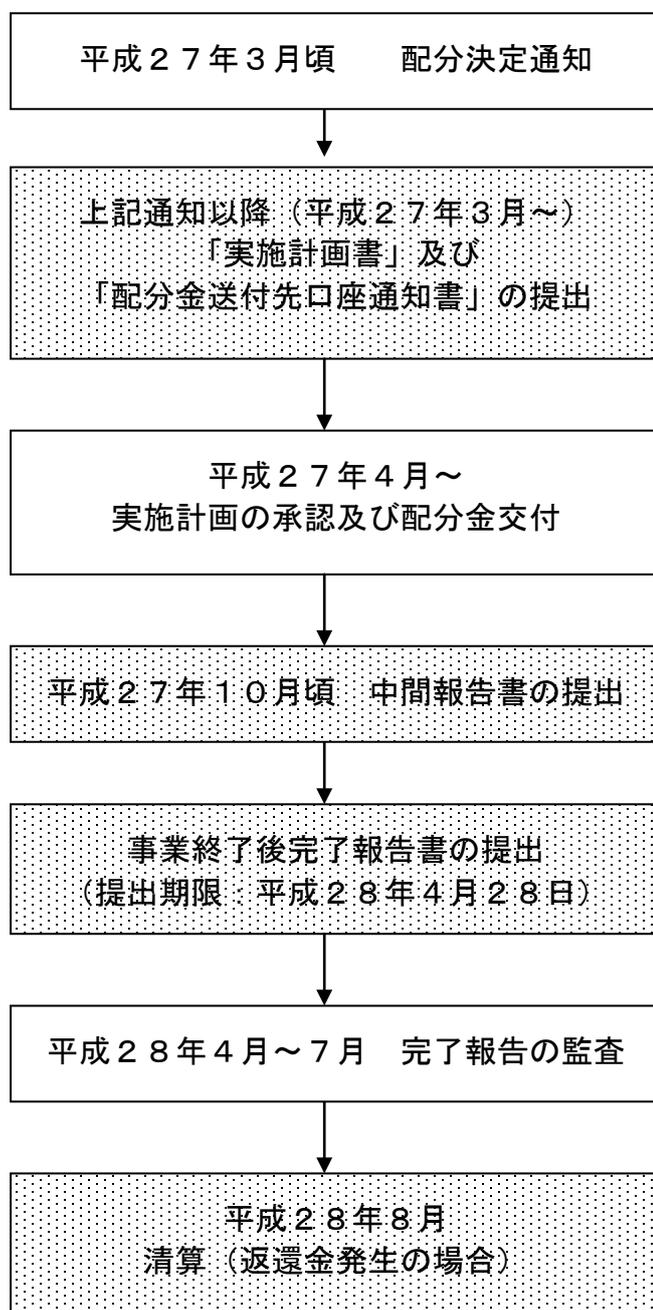
A 3 配分金は、配分決定された費目及び数量に添った使用をしていただくものです。

配分決定された費目と異なる費目に配分金を使用することは、「事前に」当機構に申請し、承認を得て初めて可能となります。事後発覚の場合、当該配分金の返還を求めます。

ただし、予定より安価に調達できた場合、その「余剰金」は同一費目の追加調達に限り、当機構への申請・承認を得ずに使用することができます。

第6 配分決定以降の事務の流れ（予定）

網掛け部分は、配分を受けた団体側が行う事務です。



【配分決定以降の事務の流れに関するQ & A】

Q 1 配分決定は、いつ頃、どのような方法で通知されるのですか。

A 1 最終的な配分決定は、平成27年3月頃、各団体あて郵送で通知します。また、当機構のホームページにも掲載します。

Q 2 配分決定後に速やかに提出する必要がある書類は、どのようなものがありますか。

A 2 申請書類に記載していた事業実施計画を配分決定額及び最新の状況等に基づいて修正し、当機構が指定している実施計画書にまとめ、配分決定通知書に記載された期限までにご提出いただきます。

また、配分金送金先口座通知書（株式会社ゆうちょ銀行の口座に限る。）も提出いただく必要があります。

Q 3 配分決定後、配分金はどのように交付されるのですか。

A 3 ご提出いただいた送金先口座に、平成27年4月、一括して振込みを行います。

Q 4 実施計画どおりに事業が実施できなくなった時はどうするのですか。

A 4 「配分団体が守らなければならない事項」に基づき、対応いただきます。

具体的には、「実施計画変更承認申請書類」を事前に提出いただき、当機構において審査を行い、適当と認めた場合にこれを承認します。実施計画変更により事業規模が縮小する場合、又は実施計画変更が不承認となった場合には、配分金の全部又は一部を返還していただくことがあります。

Q 5 「中間報告書」及び「完了報告書」とは、どのようなものですか。

A 5 「中間報告書」では、日本人専門家・スタッフの派遣状況を含め、9月末までの実施状況について途中経過を報告していただきます。

「完了報告書」では、事業完了後に実施状況を総括していただきます。配分金の使用状況が分かる会計帳簿の原本、領収書類の原本、航空券控、送金・両替票及び事業の実施状況が確認できる写真等の添付が必要です。

Q 6 「完了報告書」の「書面監査」とは、どのようなものですか。

A 6 提出いただいた完了報告書や会計帳簿等を監査し、計画どおりに事業が実施されているか、配分金が適切に使用されているか等を確認します。未使用金や領収書の不備等があった場合は、当該金額を返還いただきます。

なお、日本国内の事務所や海外の事業実施地域を訪問し、活動状況などを確認する実地監査も、必要に応じ実施します。

いずれの監査において問題が発見された場合、当機構のホームページ等で公表することがあります。

詳細は、配分決定通知及び「配分団体が守らなければならない事項」でお知らせします。

なお、平成25年度の「配分団体が守らなければならない事項」を当機構ウェブサイトに掲載しておりますので、ご参照ください。

独立行政法人 郵便貯金・簡易生命保険管理機構

貯金部財務課 国際ボランティア貯金担当

〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-1-8 虎ノ門4丁目MTビル5階

電話：03-5472-7105

電子メール：kikouchokin@yuchokampo.go.jp

ウェブサイト：<http://www.yuchokampo.go.jp/yucho/new-volpost/New-index.html>

1 関連条文

○ 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（抄）（平成十七年法律第百二号）

（法律の廃止）

第二条 次に掲げる法律は、廃止する。

一～五 （略）

六 郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律（平成二年法律第七十二号）

七～十三 （略）

附 則

第二十一条 機構は、配分期間ごとに、旧郵便貯金利子寄附委託法第二条第一項の委託があった通常郵便貯金（旧郵便貯金法第七条第一項第一号に規定する通常郵便貯金をいう。）につき旧郵便貯金利子寄附委託法第四条第一項の規定により控除した利子を合計した金額（前条第一項又は旧郵便貯金利子寄附委託法第二条第二項の規定により返還した利子を除く。）とその配分期間に係る旧郵便貯金利子寄附委託法第五条及び第六条第二項（附則第二十三条第一項の規定によりなおその効力を有するとされる場合を含む。）の金額の合計額（以下この項において「寄附金」という。）について、旧郵便貯金利子寄附委託法第二条第一項に規定する民間海外援助事業の実施に必要な費用に充てるため寄附金の配分を希望する同項に規定する民間海外援助団体を公募し、その申請を受けた上、旧郵便貯金利子寄附委託法第一条に規定する旧郵便貯金利子寄附委託法の目的に適合するよう、当該寄附金を配分すべき団体（以下この項において「配分団体」という。）及び当該配分団体ごとの配分すべき額を決定し、その内容を公表するものとする。この場合において、機構は、当該寄附金の額から、当該寄附金に係る寄附の委託の勧奨等のため機構において特に要した費用の額並びに当該寄附金の額（旧郵便貯金利子寄附委託法第五条（附則第二十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる場合を含む。）の規定により寄附金に充てられた額を除く。）の百分の一・五に相当する額を限度として寄附金の管理並びに配分に係る寄附金（以下この項において「配分金」という。）の交付及び配分金の使途の監査のため機構において特に要する費用の額を差し引くことができる。

2 前項の「配分期間」とは、三月三十一日から翌年三月三十日までの期間（当該期間内に施行日を含む場合にあっては、最後に旧郵便貯金利子寄附委託法第四条第一項の規定による控除が行われた日から平成二十年三月三十日までの期間）をいう。

第二十二条 機構は、配分金（前条第一項及び旧郵便貯金利子寄附委託法第四条第二項に規定する配分金をいう。以下この条において同じ。）の使途の適正を確保するため必要があると認めるときは、配分団体（前条第一項及び旧郵便貯金利子寄附委託法第四条第二項に規定する配分団体をいう。以下この条において同じ。）が守らなければならない事項を定めることができる。

2 機構は、配分団体に対し配分金の使途についての監査をするものとする。

3 機構は、配分団体が前条第一項若しくは旧郵便貯金利子寄附委託法第四条第二項の決定に係る事業の全部若しくは一部を行わないとき、又は第一項若しくは同条第三項に規定する配分団体が守らなければならない事項に違反したときは、交付した配分金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

第二十三条 附則第二十一条第一項又は旧郵便貯金利子寄附委託法第四条第二項の決定については、旧郵便貯金利子寄附委託法 第五条、第六条第二項、第七条 から第八条まで及び第九条（第二号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次項に別段の定めがある場合を除き、これらの規定中「公社」とあるのは、「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」とする。

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便貯金利子寄附委託法の規定を適用する場合において、次の表の上欄に掲げる旧郵便貯金利子寄附委託法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第五条第一項	配分金の全部	配分金（郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号。以下「整備法」という。）附則第二十二条第一項に規定する配分金をいう。以下同じ。）の全部
	当該配分期間	当該配分期間（前条第二項又は整備法附則第二十一条第二項に規定する配分期間をいう。以下同じ。）
	寄附金	寄附金（前条第二項又は整備法附則第二十一条第一項に規定する寄附金をいう。以下同じ。）
第六条第二項	前項の規定により	寄附金を
第七条の二第一項	第四条第二項	整備法附則第二十一条第一項
	同条第三項	整備法附則第二十二条第一項

○ 旧郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律（平成二年法律第七十二号）

（目的）

第一条 この法律は、民間の発意に基づく開発途上にある海外の地域の住民の福祉の向上に寄与する等のための援助の充実に資するため、郵便貯金の預金者がその利子の寄附を日本郵政公社に委託する制度を実施することを目的とする。

（利子の寄附委託）

第二条 郵便貯金法（昭和二十二年法律第百四十四号）第七条第一項第一号に規定する通常郵便貯金の預金者は、この法律で定めるところにより、当該貯金から生ずる利子（既に生じている利子であって元金に加えられていないものを含む。）の全部又は一部を、当該貯金の元金に加えることに代えて、民間の発意に基づく開発途上にある海外の地域の住民の福祉の向上に寄与するための援助（天災その他非常の災害が生じた場合におけるその災害を受けた海外の地域の住民の緊急の需要を満たすための援助を含む。）に関する事業（以下「民間海外援助事業」という。）を行う営利を目的としない法人その他の団体（以下「民間海外援助団体」という。）に寄附することを日本郵政公社（以下「公社」という。）に委託することができる。

2 前項の規定により寄附の委託を行った預金者は、いつでも、当該委託の取消しをすることができる。この場合において、第四条第一項の規定により既に控除された利子があるときは、預金者は、当該利子につき同条第二項の規定による最初の決定がまだ行われていない場合に限り、当該利子の返還を請求することができる。

（寄附金の処理）

第四条 （略）

2 公社は、郵便貯金法第七条第一項第一号に規定する通常郵便貯金のうち公社が定める種類のものについて前項の規定による控除を行った日以後最初に到来する同項の規定による控除を行う日の前日までの期間（以下「配分期間」という。）ごとに、第二条第一項の委託があった通常郵便貯金につき前項の規定により控除した利子を合計した金額（同条第二項の規定により返還した利子を除く。）とその配分期間に係る次条及び第六条第二項の金額の合計額（以下「寄附金」という。）について、民間海外援助事業の実施に必要な費用に充てるため寄附金の配分を希望する民間海外援助団体を公募し、その申請を受けた上、第一条に規定するこの法律の目的に適合するよう、当該寄附金を配分すべき団体（以下「配分団体」という。）及び当該団体ごとの配分すべき額を決定し、その内容を公表するものとする。この場合において、公社は、当該寄附金の額から、当該寄附金に係る寄附の委託の勧奨等のため公社において特に要した費用の額並びに当該寄附金の額（次条の規定により寄附金に充てられた額を除く。）の百分の一・五に相当する額を限度として寄附金の管理並びに配分に係る寄附金（以下「配分金」という。）の交付及び配分金の使途の監査のため公社において特に要する費用の額を差し引くことができる。

3 公社は、配分金の使途の適正を確保するため必要があると認めるときは、配分団体が守らなければならない事項を定めることができる。

第五条 交付し又は交付すべきであった配分金の全部又は一部が、当該配分期間経過後に返還され又は交付できなくなったときは、当該返還され又は交付できなくなった配分金は、当該返還され又は交付できなくなった日の属する配分期間の寄附金に充てるものとする。

2 配分期間の末日において、配分金とならなかった寄附金があるときは、これを当該配分期間の次の配分期間の寄附金に充てるものとする。

(寄附金の経理等)

第六条 (略)

2 前項の規定により運用した結果生じた利子その他の収入金は、当該利子その他の収入金が生じた日の属する配分期間の次の配分期間の寄附金に充てるものとする。

(認可等)

第七条の二 公社は、第四条第二項の決定をしようとするとき又は同条第三項に規定する事項を定めようとするときは、総務省令で定めるところにより、総務大臣の認可を受けなければならない。

2 総務大臣は、前項の認可をしようとするときは、関係行政機関の長と協議し、かつ、審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第八条に規定する機関をいう。)で政令で定めるものに諮問しなければならない。

○ 郵政民営化法等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(抄)(平成十九年政令第二百三十五号)

(関係政令の廃止)

第一条 次に掲げる政令は、廃止する。

一～十 (略)

十一 郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律第七条の二第二項の審議会等を定める政令(平成十五年政令第八十九号)

附 則

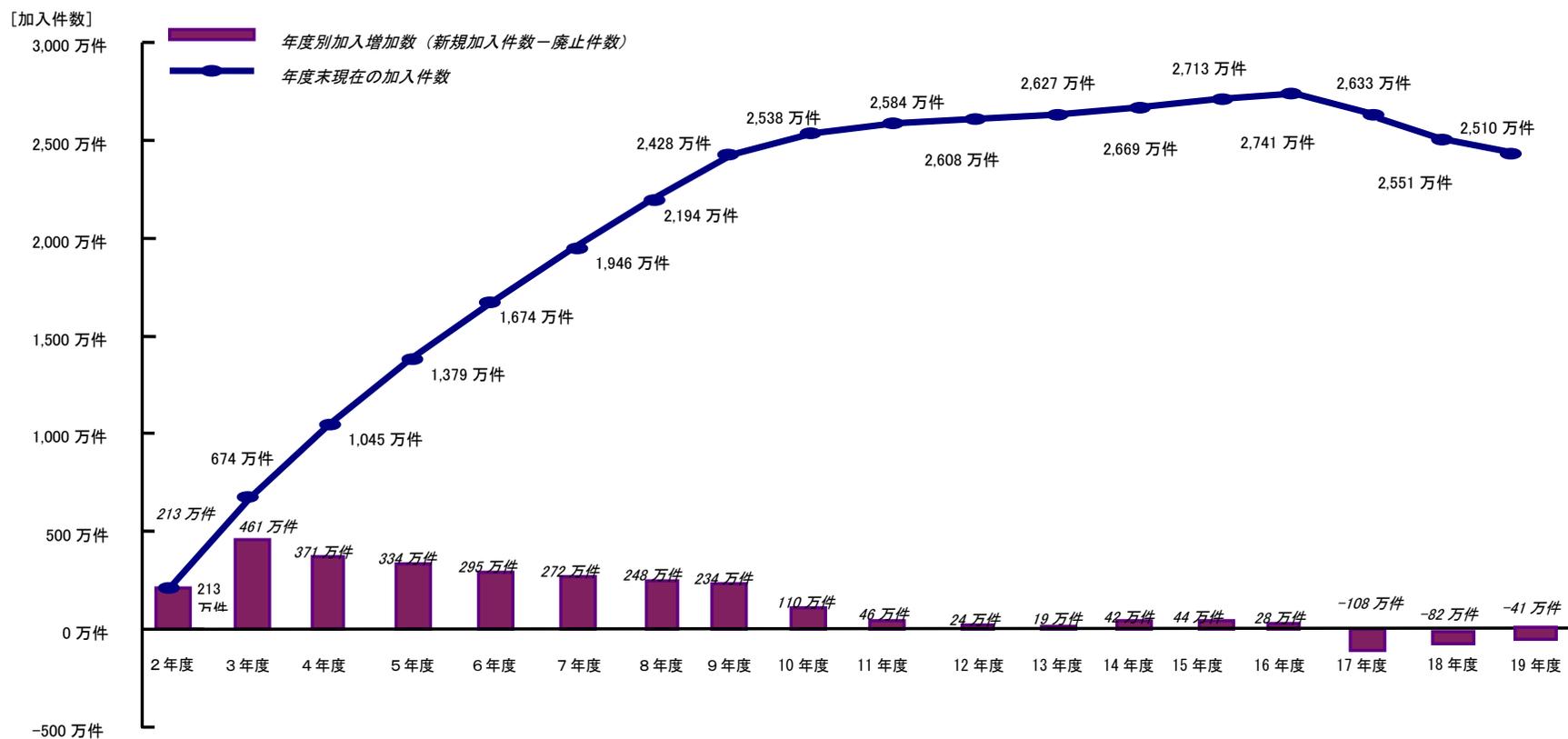
(郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律第七条の二第二項の審議会等を定める政令の廃止に伴う経過措置)

第五条 整備法附則第二十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされ同条第二項の規定により読み替えられた整備法附則第三条第五号に規定する旧郵便貯金利子寄附委託法第七条の二第一項の認可については、第一条の規定による廃止前の郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律第七条の二第二項の審議会等を定める政令の規定は、施行日以後においても、なおその効力を有する。この場合において、同令中「郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律」とあるのは「郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第二十号)附則第二十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条の規定による廃止前の郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律」と、「郵政行政審議会」とあるのは「情報通信行政・郵政行政審議会」とする。

○ 郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律第七条の二第二項の審議会等を定める政令(平成十五年政令第八十九号)

郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律第七条の二第二項の審議会等で政令で定めるものは、郵政行政審議会とする。

2 国際ボランティア貯金の加入状況の推移



3 国際ボランティア貯金の寄附金発生状況

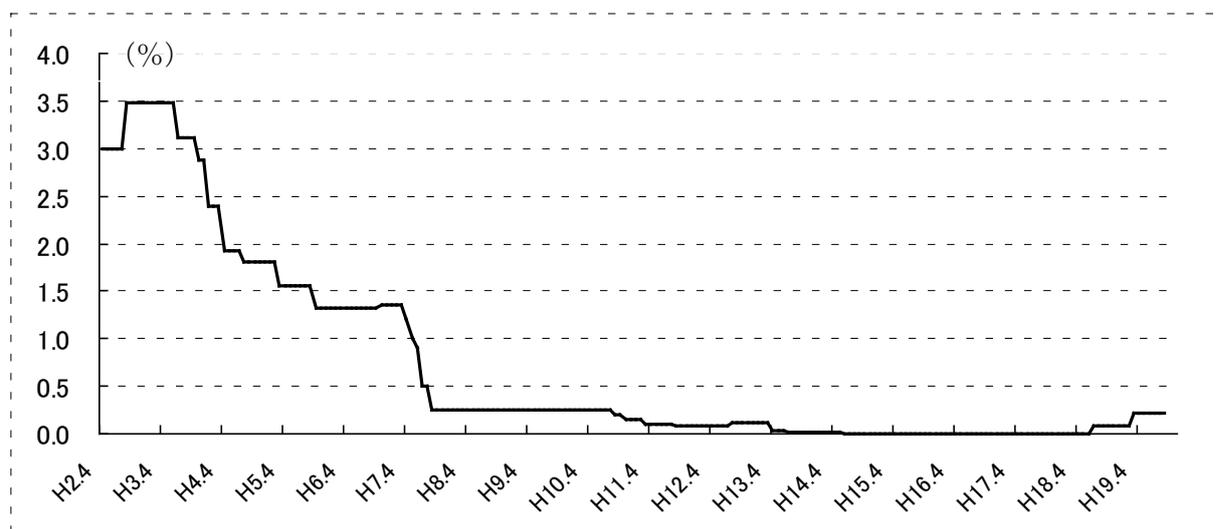
年 度	寄附金発生額	1件当たり平均発生額	年度平均利率
平成2年度	11億 905万円	520.8円	3.26%
平成3年度	27億1,580万円	402.7円	3.06%
平成4年度	24億1,956万円	231.6円	1.85%
平成5年度	25億2,130万円	182.9円	1.45%
平成6年度	30億3,417万円	181.2円	1.33%
平成7年度	14億7,056万円	75.6円	0.52%
平成8年度	9億6,867万円	44.1円	0.25%
平成9年度	12億1,071万円	49.9円	0.25%
平成10年度	11億3,292万円	44.6円	0.20%
平成11年度	5億8,517万円	22.6円	0.09%
平成12年度	7億8,083万円	29.9円	0.10%
平成13年度	1億9,356万円	7.4円	0.02%
平成14年度	5,659万円	2.1円	0.006%
平成15年度	5,308万円	1.9円	0.005%
平成16年度	5,699万円	2.0円	0.005%
平成17年度	5,888万円	2.2円	0.005%
平成18年度	10億5,058万円	41.1円	0.08%
平成19年度	13億1,148万円	52.2円	0.21%
合計	207億2,998万円		

注1 国際ボランティア貯金は、平成19年9月末をもって取扱いを終了しており、貯金利子による新たな寄附金は発生しない。

注2 平成19年度は、平成19年度上期の計数。

注3 金額は、単位未満を切捨て。

〔参考〕郵便貯金金利の推移



4 国際ボランティア貯金寄附金の申請・配分状況（一般援助分）

区別	平成3年度	平成4年度	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度
申請団体数	103 団体	284 団体	341 団体	319 団体	319 団体	345 団体	334 団体	305 団体	263 団体
申請事業数	180 事業	478 事業	524 事業	517 事業	464 事業	442 事業	403 事業	349 事業	306 事業
申請金額	約18 億円	約69 億円	約70 億円	約67 億円	約57 億円	約40 億円	約31 億円	約23 億円	約22 億円
配分団体数	102 団体	185 団体	185 団体	197 団体	235 団体	223 団体	209 団体	204 団体	202 団体
配分事業数	148 事業	250 事業	240 事業	261 事業	305 事業	264 事業	239 事業	234 事業	237 事業
配分金額	91,358 万円	232,636 万円	218,563 万円	236,272 万円	281,074 万円	157,568 万円	106,190 万円	124,227 万円	118,023 万円
事業実施国数	48 か国	49 か国	58 か国	56 か国	61 か国	57 か国	50 か国	52 か国	50 か国

区別	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度 上期
申請団体数	263 団体	228 団体	210 団体	131 団体	91 団体	73 団体	66 団体	99 団体
申請事業数	305 事業	261 事業	228 事業	131 事業	91 事業	73 事業	66 事業	123 事業
申請金額	約16 億円	約13 億円	約10 億円	約3.8 億円	約2.4 億円	約1.7 億円	約1.5 億円	約7 億円
配分団体数	198 団体	172 団体	137 団体	88 団体	64 団体	53 団体	38 団体	81 団体
配分事業数	225 事業	193 事業	150 事業	88 事業	64 事業	53 事業	38 事業	103 事業
配分金額	65,041 万円	66,646 万円	34,102 万円	14,266 万円	10,177 万円	8,603 万円	7,026 万円	47,870 万円
事業実施国数	51 か国	45 か国	36 か国	30 か国	27 か国	22 か国	17 か国	35 か国

区別	平成19年度 下期	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
申請団体数	81 団体	111 団体	104 団体	42 団体	25 団体	44 団体	14 団体	4 団体
申請事業数	102 事業	144 事業	128 事業	42 事業	25 事業	44 事業	14 事業	4 事業
申請金額	約7 億円	約10 億円	約10 億円	約2.5 億円	約1.5 億円	約2.2 億円	3,900 万円	1,028 万円
配分団体数	74 団体	109 団体	83 団体	33 団体	22 団体	27 団体	3 団体	4 団体
配分事業数	94 事業	140 事業	100 事業	33 事業	22 事業	27 事業	3 事業	4 事業
配分金額	49,949 万円	79,732 万円	54,282 万円	14,583 万円	11,291 万円	12,068 万円	587 万円	583 万円
事業実施国数	26 か国	35 か国	29 か国	16 か国	15 か国	14 か国	3 か国	4 か国